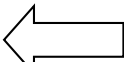
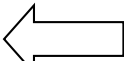


【篠山市】

■新たに追加した条文（危機管理について、法令遵守及び公益通報）

旧	新
<追加した理由> 平成 23 年 3 月 11 日に起きた東日本大震災のような、これまでの想定を超えた自然災害が発生するなど、従来型の防災対策だけでなく、危機管理に対する対応を強めることが必要となります。現行の自治基本条例には、危機管理の規定がないことから改めて市として、市民としての危機管理の考え方を定めました。  項目追加	(危機管理) 第 5 条 市は、災害等から市民の生命、財産及び暮らしの安全を確保するため、市民、事業者、関係機関及び他の自治体等との協力及び連携により災害等の事態に備える総合的かつ機動的な活動が図れるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。 【解説】 近年、国内で発生するおそれのある危機は、地震や水害などの自然災害、大規模な火災、化学物質の漏洩などの事故、テロ災害、公共施設への不審者侵入事件、重篤な感染症・集団食中毒など多岐に及んでおり、従来型の防災対策だけでは不十分な状況となってきました。 市民の生命を預かる自治体は、いつ起きるともわからない不測の事態に常に備え、市民、関係機関及び他の自治体との協力のもと危機管理体制の確立に努める必要があることを定めています。
<追加した理由> 近年、自治体において、職員の倫理の保持及び法令の遵守体制を整備することが課題となり、「篠山市公正な職務の執行の確保等に関する条例」が平成 23 年 4 月より施行されています。公益通報者保護については平成 18 年に法制化されており、現行の自治基本条例にはこの規定がないことから、最高法規である本条例においても行政に関する法令の遵守と公益通報を規定しました。  項目追加	(法令遵守及び公益通報について) 第 14 条 職員は、法令を遵守し、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。 2 職員は、公正な職務の執行を妨げるような違法又は不当な事実はあると思料するときは、その事実を別の定める機関に通報することができる。 3 市は、前項に規定する通報を行った職員に対し、そのことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。 4 前 3 項に規定する公益通報に関する必要な事項は、別に条例で定める。 【解説】 近年、偽装表示やリコール隠し、裏金問題、収賄事件などの法令違反が発生し、市民の行政不信につながっています。こうしたことから社会的にコンプライアンスを要請する気運が高まる中、地方自治体においても、改めて法令遵守が強く求められています。 このような状況の中、平成 18 年に公益通報者保護法が施行され、今まではいわゆる内部公益通報や告発が、組織の人間関係を悪化する、組織への裏切りであると否定的に捉えられてきましたが、公益の保護、社会正義の実現のための行動と肯定的に捉えられつつあることと、法令遵守の確保にとって有効な手段であることが認められるようになりまし

旧	新
	た。 本市においても、行政執行における職員等からの通報を市の法令遵守の確保に役立つものと捉え、公益通報者保護法に定める法律違反だけでなく、市の行政執行における条例規則を含めたすべての法令違反に対する通報を保護するために、本条例において公益通報について定めるものです。 《１項》 職員が、行政執行の公正を妨げ市政に対する市民の信頼を損なう行為で、市民全体の利益など公益に反する恐れのある事実を発見した場合は、その事実を通報することができることを定めたものです。本市においては、別に定める機関として、「公正職務審査会」を設けています。 《２項》 市の機関又は任命権者が、正当な通報をした職員に対し、通報したことを理由として、不利益な取り扱いをしないようにするために定めたものです。 また、公益通報に関する具体的な事項は、別に条例で定めることを定めています。現在、本市においては、「篠山市公正な職務の執行の確保等に関する条例」に定められています。 《第３項》 市が、通報をした職員に対し、通報したことを理由として、不利益な取り扱いをしないようにするために定めたものです。 《第４項》 公益通報に関する具体的な事項は、別に条例で定めることを定めています。現在、本市においては、「篠山市公正な職務の執行の確保等に関する条例」に定められています。

■解説を修正した条文（第4条市政運営の基本、第10条財政運営の基本、19条コミュニティの意義と支援）

旧	新
《第4条市政運営の基本 第1項解説》 ここでは、行政手続（申請に対する処分、不利益処分、行政指導、届出）に関する事項を定めています。より詳細な規定は「篠山市行政手続条例」に委ねますが、本条例に規定することで行政運営全般に関わる基本的な条例との体系化が図れます。 なお、「市政運営における公正の確保と透明性の向上」とは、「行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであること」と解されます。 ＜修正理由＞ 解説の趣旨をより明確にするために修正する必要があると判断	《第4条市政運営の基本 第1項解説》 ここでは、行政手続（申請に対する処分、不利益処分、行政指導、届出）に関する事項を定めています。より詳細な規定は「篠山市行政手続条例」に委ねますが、本条例に規定することで行政運営全般に関わる基本的な条例との体系化が図れます。 なお、「市政運営における公正の確保と透明性の向上」の「<u>透明性</u>」とは、「行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであること」と解され
《同条第4項解説》 重要なまちづくり施策の意思決定、実施、評価を行う場合は、広く市民の意見を求めるというもので、市の附属機関等における委員の公募やアンケートの実施、パブリックコメントの実施を示しています。 なお、「市の将来や市民生活に係る重要なまちづくりの施策」の内容、意見聴取の時期や方法等は、別に条例で定めます。 ＜修正理由＞ 市がまちづくりの施策の意思決定、実施、評価を行うにあたり、計画段階における市民参画の必要性を追加。	《同条第4項解説》 重要なまちづくり施策の意思決定、実施、評価を行う場合は、広く市民の意見を求めるというもので、<u>計画段階での市民参画</u>、市の附属機関等における委員の公募やアンケートの実施、パブリックコメントの実施を示しています。 なお、「市の将来や市民生活に係る重要なまちづくりの施策」の内容、意見聴取の時期や方法等は、別に条例で定めます。
《第10条財政運営の基本 解説》 市の財政は、市民の税金等によって支えられていることから、適正かつ効率的に予算の編成や執行がされるとともに財政の状況等が市民に分かりやすく公表されることが必要であり、こうした財政運営の基本事項を定めています。 《第1項》 総合計画は一定期間中に達成すべき目標を設定し、実現のための手法を体系化・総合化したもので、行政評価は事業の成果等の目標到達を明らかにし、次の計画、実施や予算に反映させるものです。 よって、総合計画、行政評価に基づいて、計画的な財政運営と効率的かつ効果的な行政運営による健全な財政を確立することが必要であることを定めています。	《第10条財政運営の基本 解説》 市の財政は、市民の税金等によって支えられていることから、適正かつ効率的に予算の編成や執行がされるとともに財政の状況等が市民に分かりやすく公表されることが必要であり、こうした財政運営の基本事項を定めています。 《第1項》 総合計画は一定期間中に達成すべき目標を設定し、実現のための手法を体系化・総合化した計画です。<u>一方で、平成23年4月の地方自治法改正により、基本構想の策定義務が撤廃されました。しかしながら、市民と市が将来像を共有し、計画的にまちづくりを進めるうえで、施策の基本的な指針となる総合計画の果たす役割は大切になります。また、行政評価は事業の成果等の目標到達を明らかにし、次の計画、実施や予算に反映させるものです。</u>

旧	新
<修正理由> 平成 23 年 4 月の地方自治法の改正において、市町村基本構想の策定義務が撤廃された中での総合計画のあり方を記載 《第 20 条コミュニティの意義と支援 解説》 地方自治は、住民自治と団体自治で構成されますが、本市の自治の基礎はコミュニティと考え、その意義や育成、支援について定めています。 コミュニティを厳密に定義するのは難しいですが、本条例では地域性と共同体感情を基盤とするつながり、あるいはこうしたつながりを持つ組織・団体を意味しています。 コミュニティ活動は、市民の自主性と主体性に基づくものですが、地域の特色が生かされたまちづくりを実現し、活性化を図るためその仕組みづくりが必要であるとともに、市民は、コミュニティ活動へ参加・協力を努める必要があることを示すものです。 また、コミュニティを守り育てるには、市民・地域・市の連携が重要で、活動の支援には、補助金、助成金といった財政的な支援だけでなく、知識、情報、人材、学習機会の提供なども含まれます。 《第 1 項》 コミュニティ組織は、住んでいる地域を単位とした自治会など地縁的なつながりを持つ地域型コミュニティと、福祉や環境など共通の目的から形成されたボランティアグループ、NPO（非営利活動団体）などのテーマ型コミュニティがありますが、どちらもまちづくりを担う不可欠な組織だと位置付けをしています。 <修正理由> 平成 18 年の現行条例制定時以降、19 地区において「まちづくり協議会」が設立され、活動が進んでいることから、地域型コミュニティ等の解説を見直しました。	
よって、総合計画、行政評価に基づいて、計画的な財政運営と効率的かつ効果的な行政運営による財政の健全化を目指すことを定めています。 《第 20 条コミュニティの意義と支援 解説》 地方自治は、住民自治と団体自治で構成されますが、本市の自治の基礎はコミュニティと考え、その意義、育成、支援について定めています。 コミュニティを厳密に定義するのは難しいですが、本条例では地域性と共同体感情を基盤とするつながり、あるいはこうしたつながりを持つ組織・団体を意味しています。 コミュニティ活動は、市民の自主性と主体性に基づくものですが、地域の特色が生かされたまちづくりを実現し、活性化を図るためその仕組みづくりが必要であるとともに、市民は、コミュニティ活動へ参加・協力を努める必要があることを示すものです。 また、コミュニティ活動をさらに充実・発展させるためには、市民・地域・市の連携が重要で、活動の支援には、補助金、助成金といった財政的な支援だけでなく、知識、情報、人材、学習機会の提供なども含まれます。 《第 1 項》 <u>本市の主な地域コミュニティ組織は、住んでいる地域を単位とした最も身近なつながりの強い住民組織である自治会と、一定の広がりを持つ地区において、将来像を共有し、住みよい地区の実現に向けて主体的に取り組むまちづくり協議会など地縁的なつながりを持つ地域型コミュニティがあります。</u> <u>また、福祉や環境など共通の目的から形成されたボランティアグループ、NPO（非営利活動団体）などのテーマ方コミュニティもあります。</u> <u>これらのコミュニティ組織はまちづくりを担う不可欠な組織だと位置づけをしています。</u>	

【伊賀市】

旧	新
第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、伊賀市における自治の基本的な事項を定め、<u>市民及び市のそれぞれの権利や責務を明確にし、住民自治のしくみを制度として定めることにより、伊賀市独自の自治の推進及び確立を目指すことを目的とする。</u> (用語の定義) 第2条 この条例において、用語の定義は次のとおりとする。 (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。 (2) 市 <u>市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいう。</u> (3) 市議会 立法を主たる目的とする審議・議決機能を持つ市の意思決定機関をいう。 (4) 市の執行機関 市の行政事務を管理執行する機関をいう。 (5) 協働 <u>市民及び市又は市民同士</u>や各種団体がそれぞれに果たすべき責任と役割を認識し、相互に補完、協力することをいう。 (6) 自治 自分たちの地域は自分たちで責任を持ち自ら治めることをいう。 第2章 情報の共有 (情報共有の原則) 第6条 <u>市は、市民自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、市政全般に関わる情報を速やかに市民と共有することに努めなければならない。</u> 【解説】 <u>情報共有は、市から市民への情報提供だけでなく、市民同士の情報共有も含</u>	第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、伊賀市における自治の基本的な事項を定め、<u>市民、市及び市議会</u>のそれぞれの権利や責務を明確にし、住民自治のしくみを制度として定めることにより、伊賀市独自の自治の推進及び確立を目指すことを目的とする。 (用語の定義) 第2条 この条例において、用語の定義は次のとおりとする。 (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。 (2) 市 <u>市の行政事務を管理執行する機関をいう。</u> (3) 市議会 立法を主たる目的とする審議・議決機能を持つ市の意思決定機関をいう。 (4) 協働 <u>市民、市、市議会及び各種団体がそれぞれに果たすべき責任と役割を認識し、相互に補完、協力することをいう。</u> (5) 自治 自分たちの地域は自分たちで責任を持ち自ら治めることをいう。 第2章 情報の共有 (情報共有の原則) 第6条 <u>市民及び市は、まちづくりに関する必要な情報を共有するものとする。</u> 【解説】 <u>・参画と協働のまちづくりには、市から市民への一方的な情報提供だけでなく、</u>

旧	新
まれますが、ここでは市の情報共有の義務を明らかにしています。 (情報への権利) 第7条 市民は、法令により制限される場合を除いて、市に対しその有している<u>情報の提供を要求し</u>、取得する権利を有する。 (意思決定過程の情報共有) 第8条 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならない。 2 市は、審議会その他の附属機関の会議を、原則として公開しなければならない。 【解説】 ・第1項は、市として決定された情報を請求に基づき公開するだけでなく、議論途中の情報共有も重要なため、意思決定過程の情報を公開することに努める	市民からの情報提供や市民同士の情報共有が必要となります。 ・<u>情報共有に関する詳細は、「市政に関する情報を市民と共有するための指針」により定めています。</u> (市の責務)《新規》 第7条 市は、市民自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、市政全般に関わる情報を速やかに市民と共有することに努めなければならない。 2 市は、市民が容易に情報を得られるよう、情報提供の充実に努めなければならない。 3 市は、伊賀市情報公開条例に定めるところによりその有する情報を原則として公開しなければならない。 【解説】 ・第1項は、市民からの請求の有無に関わらず、市が市政に関する情報を積極的に提供する責務を定めています。 ・第2項は、市がまちづくりに関する情報をいつでも提供できるよう、制度を整備することを定めています。 (市民の知る権利) 第8条 市民は、法令により制限される場合を除いて、市に対しその有している<u>情報の公開を請求し</u>、取得する権利を有する。
	→ 第11条の2へ

旧	新
よう定めています。 ・第2項は、審議会等は、市政の重要な事項について、専門的な観点から討議、決定する機関であるため、<u>原則として公開すべきことを定めています。</u> ※附属機関…地方自治法第 138 条の4第3項及び同法第 202 条の3第1項により設置され、審査会、審議会、調査会のほか調停、諮問、調査等を行う機関をいいます。 <u>(情報共有のための制度)</u> 第9条 市は、その有する情報を原則として公開しなければならない。 2 市は、市が出資若しくは補助、事務の委託又は職員を派遣している団体のうち、一定の基準を満たすものに関し、その情報公開を推進するため、必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。 3 <u>前2項に関することは、別に定める。</u> 【解説】 ・<u>情報公開制度についての規定であり、詳細については、伊賀市情報公開条例に委ねています。</u> ・<u>第2項は、いわゆる外郭団体の情報公開について規定しています。</u>市が100%出資の団体については情報公開の対象とすることは当然ですが、地方自治法上、50%以上の出資団体については議会への報告義務があり、25%以上の出資団体については、監査委員の監査権が及ぶことから、これらの団体についても<u>今後、情報公開の対象とすることが求められます。</u> <u>(市が25%以上出資の団体)</u> ・(株) 上野産業会館・伊賀市土地開発公社・(財) 伊賀市文化都市協会・(社) 大山田農林業公社・(有) 新堂駅管理商会・(株) 青山高原ウインドファーム <u>※外郭団体…市の組織の外部にあって、市と連携しながら、その活動や事業を助ける団体をいいます。</u>行政機関が直接行うよりも事業が能率的、効率的に運営されると期待される場合、あるいは民間の活力や資金を導入することが望ましい場合などに設立され、行政活動の代行的、補完的な機能を果たします。	<u>(出資法人等の情報公開)</u> 第9条 市は、市が出資若しくは補助、事務の委託又は職員を派遣している団体のうち、一定の基準を満たすものに関し、その情報公開を推進するため、必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。 【解説】 いわゆる<u>出資法人等の情報公開について定めています。</u>市が100%出資の団体については情報公開の対象とすることは当然ですが、地方自治法上、50%以上の出資団体については議会への報告義務があり、25%以上の出資団体については監査委員の監査権が及ぶことから、これらの団体については、<u>伊賀市情報公開条例施行規則により情報公開の対象としています。</u> <u>(平成23年3月現在で市が25%以上出資の団体)</u> ・(株) 上野産業会館・伊賀市土地開発公社・(財) 伊賀市文化都市協会・(社) 大山田農林業公社・(有) 新堂駅管理商会・(有) 大山田ファーム・伊賀森林組合 ※出資法人等…市が出資する法人その他市が財政的援助を与える法人等をいいます。行政機関が直接行うよりも事業が能率的、効率的に運営されると期待される場合、あるいは民間の活力や資金を導入することが望ましい場合などに設立され、行政活動の代行的、補完的な機能を果たします。

旧	新
(情報の収集及び管理) 第10条 市は、市政運営に必要な情報の収集に努めなければならない。 2 市は、その有する情報を適正に管理しなければならない。 【解説】 ・第1項は、伊賀独自の市政を行うのに必要な先進情報等について、ベンチマーキングなどの手法により、常に収集すべきことを定めています。 ・第2項は、情報の管理については、その所在を明確にし、必要なときに職員が誰もが引き出せるよう、<u>ファイリングシステムなどにより適正に行うべきことを定めています。</u> <u>※ベンチマーキング…組織が改善活動を行うときに、業界を超えて世界で最も優れた方法、あるいはプロセスを実行している組織から、その実践方法を学び、自社に適した形で導入して大きな改善に結び付けるための一連の活動をいいます。</u> <u>※ファイリングシステム…文書の私物化を排除し、即時にかつ誰もが検索できるよう、行政が保有する文書情報を一定のルールのもとに適正に管理することです。</u>	(情報の収集及び管理) 第10条 市は、市政運営に必要な情報の収集に努めなければならない。 2 市は、その有する情報を適正に管理しなければならない。 【解説】 ・第2項は、情報の管理については、その所在を明確にし、必要なときに職員が誰もが引き出せるよう適正に行うべきことを定めています。
(個人情報の保護) 第11条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。 2 前項に関することは、別に定める。 【解説】 <u>個人情報の保護について、ここでは方針のみを規定し、詳細について伊賀市個人情報保護条例に委ねています。</u>	(個人情報の保護) 第11条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。 2 前項に関することは、別に定める。 【解説】 <u>第2項の別に定める規定は、「伊賀市個人情報保護条例」により定めています。</u> (意思決定過程の情報共有) 第11条の2 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならない。

旧	新
第3章 市民の参加 第1節 市民参加の権利と責務 (まちづくりに参加する権利) 第12条 <u>私たち市民は</u>、まちづくりの主体者であり、まちづくりを行う権利を有する。 (まちづくりの参加における市民の責務) 第13条 <u>私たち市民は</u>、広い視野に立って自らの発言と行動に責任を持ち、積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない。 2 <u>私たち市民は</u>、多様な主体のまちづくり活動が自治を育てるということを認識し、互いの活動を尊重し、認め合いながらまちづくりを進めるよう努めなければならない。 (まちづくりの参加における市の責務) 第14条 市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、	2 市は、審議会その他の附属機関の会議を、原則として公開しなければならない。 【解説】 ・第1項は、市として決定された情報を請求に基づき公開するだけでなく、議論途中の情報共有も重要なため、意思決定過程の情報を公開することに努めるよう定めています。 ・第2項は、審議会等は、市政の重要な事項について、専門的な観点から討議、決定する機関であるため、<u>原則公開することを定めています。公開の詳細については「審議会等の会議の公開に関する要綱」により定めています。</u> ※附属機関…地方自治法第138条の4第3項及び同法第202条の3第1項により設置され、審査会、審議会、調査会のほか調停、諮問、調査等を行う機関をいいます。 第3章 市民の参加 第1節 市民参加の権利と責務 (まちづくりに参加する権利) 第12条 <u>市民は</u>、まちづくりの主体者であり、まちづくりを行う権利を有する。 (まちづくりの参加における市民の責務) 第13条 <u>市民は</u>、広い視野に立って自らの発言と行動に責任を持ち、積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない。 2 <u>市民は</u>、多様な主体のまちづくり活動が自治を育てるということを認識し、互いの活動を尊重し、認め合いながらまちづくりを進めるよう努めなければならない。 (まちづくりの参加における市の責務) 第14条 市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、

旧	新
多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならない。 2 市は、<u>企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参加の拡充に努めなければならない。</u> 第2節 市民参加の制度保障 (計画策定における市民参加の原則) 第15条 市は、<u>市民参加のもと、基本構想及びこれを具体化するための計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。</u> 2 市は、<u>総合計画について、評価に基づいた進行管理に努め、市民参加のもと、柔軟に見直さなければならない。</u> 【解説】 総合計画は市の最上位の計画であり、本条例の目的及び趣旨に沿って、策定に当たっては、市民参加によることを規定しています。<u>総合計画の内容を効率的に推進するためには、適切な評価に基づき柔軟な見直しを行うが必要がありますが、この際にも市民参加による議論を踏まえるよう規定しています。</u> (計画策定における市民参加の<u>手続</u>) 第16条 <u>市の執行機関は、総合計画をはじめとする重要な計画の策定に際しては、その手続を公表し、意見を求めるよう努めるものとする。</u> 2 <u>市の執行機関は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。</u> 3 <u>市の執行機関は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表するものとする。</u> 【解説】 行政の<u>意思決定過程</u>における公正の確保と透明性の向上を図るため設けられ	多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならない。 2 市は、<u>自らが所管する事務における企画立案、実施及び評価に基づく進行管理の過程において、市民参加の機会の拡充に努めるとともに、市民が参加しやすい体制づくりに努めなければならない。</u> 第2節 市民参加の制度保障 (計画策定における市民参加の原則) 第15条 市は、<u>総合計画をはじめとする重要な計画の策定及び見直しに際しては、市民の参加を図らなければならない。</u> 2 市は、<u>前項の計画について、評価に基づいた進行管理に努めなければならない。</u> 【解説】 ・<u>総合計画とは、市の最上位計画であり、市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれを具体化するための計画をいいます。</u> ・<u>総合計画をはじめとする重要な計画の策定及び見直しに当たっては、本条例の目的及び趣旨に沿って、策定及び見直しに当たっては、市民参加によることを規定しています。</u> (計画策定における市民参加の方法) 第16条 市は、重要な計画の策定に際しては、その手続を公表し、意見を求めるよう努めるものとする。 2 市は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。 3 市は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表するものとする。 【解説】 ・行政の<u>計画策定</u>における公正の確保と透明性の向上を図るため設けられた、

旧	新
た、いわゆるパブリックコメント（意見提出手続き）に関する規定です。 なお、重要な計画とは、次の計画をいいます。 （１）総合計画及び分野別並びに地域別の基本計画 （２）市民生活に重大な影響を及ぼすことが予測される計画 また、事前に公表すべき事項は、次のものが考えられます。 （１）計画の概要 （２）計画策定の日程 （３）予定する市民参加の手法 （４）その他必要とされる事項 特に、計画策定にかかる市民参加の手続きが不十分な場合、計画内容に対してのみパブリックコメントを実施しても十分な民意が反映されにくいこともあるため、第１項の規定が設けられています。 ※パブリックコメント…行政機関が重要な政策の立案を行うに際し、その趣旨や内容を公表し、広く市民・事業者等の皆さんから意見を求め、提出された意見を考慮して最終的な意思決定を行う仕組みのことです。 （審議会等への市民参加） 第１７条 <u>市の執行機関は</u>、審議会その他の附属機関の委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 （条例制定における市民参加の手続） 第１８条 市は、まちづくりに関する条例を制定し、又は改廃しようとする	いわゆるパブリックコメント（意見公募手続き）に関する規定です。 <u>特に、計画策定にかかる市民参加の手続きが不十分な場合、計画内容に対してのみパブリックコメントを実施しても十分な民意が反映されにくいこともあるため、第１項の規定を設けています。</u> ・第１項の重要な計画とは、<u>計画期間が５年以上の次の計画をいいます。</u> （１）総合計画及び分野別並びに地域別の基本計画 （２）市民生活に重大な影響を及ぼすことが予測される計画 <u>なお、計画期間が５年未満の計画であって、上記（１）、（２）に該当する計画については、可能な限りパブリックコメントを実施することとしています。</u> <u>・パブリックコメントの実施にあたり、事前に公表すべき事項は、次のものが考えられます。</u> （１）計画の概要 （２）計画策定の日程 （３）予定する市民参加の手法 （４）その他必要とされる事項 <u>・パブリックコメントの実施に係る規定は、「伊賀市パブリックコメント制度実施要綱」により定めています。</u> ※パブリックコメント…行政機関が重要な政策の立案を行うに際し、その趣旨や内容を公表し、広く市民・事業者等の皆さんから意見を求め、提出された意見を考慮して最終的な意思決定を行う仕組みのことです。 （審議会等への市民参加） 第１７条 <u>市は</u>、審議会その他の附属機関の委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 （条例制定における市民参加） 第１８条 市は、<u>次の各号に定める</u>まちづくりに関する条例を制定し、又は改

旧	新
きは、<u>次のいずれかに該当する場合を除き</u>、市民の参加を図らなければならない。 (1) 関係法令等の制定改廃に基づくもので、条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合 (2) 用語の変更等簡易な改正で、実質的な変更を伴わない場合 (3) 前2号に準じた制定改廃の場合 2 市は、<u>前項の条例の制定・改廃案を議会に提案しようとするときは</u>、あらかじめ制定・改廃案を公表し、意見を求めるものとする。 3 市は前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表する。 4 <u>提案者は</u>、市民の参加の手法、参加の有無及び<u>状況に関する事項を付して</u>、議案を提出しなければならない。 第1項条文へ 【解説】 条例制定に関しても、計画策定と同様に市民参加によることを定めています。<u>まちづくりに関する重要な条例とは、次の条例をいいます。</u> (1) <u>まちづくりの基本方針や分野別の基本方針を定める条例</u> (2) <u>市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例</u> (3) <u>その他、市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される条例</u> 第4章 住民自治のしくみ 第1節 住民自治 (住民自治の定義)	廃しようとするときは、市民の参加を図らなければならない。<u>ただし、次項に該当する場合はこの限りでない。</u> (1) <u>まちづくりの基本方針や分野別の基本方針を定める条例</u> (2) <u>市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例</u> (3) <u>その他、市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される条例</u> 2 <u>前項ただし書に該当する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。</u> (1) 関係法令等の制定改廃に基づくもので、条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合 (2) 用語の変更等簡易な改正で、実質的な変更を伴わない場合 (3) 前2号に準じた制定改廃の場合 (4) <u>前3号に定めるもののほか、市民の生命・財産を守る等社会秩序の維持のため緊急を要する条例の制定改廃の場合</u> 3 市は、<u>第1項の規定により条例の制定・改廃案を議会に提案しようとするときは</u>、あらかじめ制定・改廃案を公表し、意見を求めるものとする。 4 市は、<u>第1項及び第3項の規定により提出された意見について</u>、採否の結果及びその理由を公表しなければならない。 5 <u>市は、市民の参加の手法、参加の有無及び状況その他必要な事項を付して</u>、議案を提出しなければならない。 【解説】 ・条例制定に関しても、計画策定と同様に市民参加によることを定めています。 ・<u>市民参加の方法については、パブリックコメント等を実施することとしています。</u> 第4章 住民自治のしくみ 第1節 住民自治 (住民自治の定義)

旧	新
第21条 2 住民自治活動の主体は、自治会をはじめ、ボランティア・市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に<u>積極的に参加する個人</u>も含まれるものとする。 (住民自治に関する市民の役割) 第22条 <u>私たち市民は</u>、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めなければならない。 2 <u>私たち市民は、住民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。</u> 【解説】 <u>伊賀市の場合、補完性の原則により、まず市民自身が住民自治活動について認識し、実践し、支援していくことが重要となっていることから、市民の役割を条文化しました。</u> <u>「住民自治を行う団体等」は、市民自身が判断して個々に支援していきます。</u> (住民自治に関する市の役割) 第23条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う住民自治活動を尊重しなければならない。 2 市は、<u>非営利、非宗教及び非政治の住民自治活動</u>に対しては、必要に応じてこれを支援する。 【解説】 ・第1項は、市の住民自治に対する認識を確認するため設けました。 ・第2項は、住民自治活動が自主・自立したものであることが原則のため、市による支援は、<u>補完性の原則に基づき、あくまで「必要に応じて」行なうと明記しました。</u>第2条との関係で整理すれば、まず個人で「自助」をし、次に地域「互助・共助」をし、そして市が「公助」すべきことを表しています 2節 住民自治協議会	第21条 2 住民自治活動の主体は、自治会をはじめ、ボランティア・市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に<u>参加する個人</u>も含まれるものとする。 (住民自治に関する市民の役割) 第22条 <u>市民は</u>、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう<u>努めるものとする。</u> 【解説】 <u>市民が住民自治活動の重要性について認識したうえで、そこに参加していくことが市民の役割であるとして条文化しました。</u> (住民自治に関する市の役割) 第23条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う住民自治活動を尊重しなければならない。 2 市は、<u>営利、宗教及び政治を目的としない住民自治活動</u>に対しては、必要に応じてこれを支援する。 【解説】 ・第1項は、市の住民自治に対する認識を確認するため設けました。 ・第2項は、<u>補完性の原則に基づき、住民自治活動を自主・自立したものとするため、市による支援は、営利、宗教及び政治を目的としないことを条件として、「必要に応じて」行うことと明記しました。</u> 2節 住民自治協議会

旧	新
(住民自治協議会の設置) 第25条 前条に規定する住民自治協議会が設立された場合、その代表者は、市長に設置の届出をする。 2 市長は、住民自治協議会の設置の届出があった場合、当該協議会を市長の諮問機関及び市の重要事項に関する当該地区の同意・決定機関とする。	(住民自治協議会の設置) 第25条 前条に規定する住民自治協議会が設立された場合、その代表者は、市長に設置の届出をする。 2 市長は、住民自治協議会の設置の届出があった場合、当該協議会を市長の諮問機関及び市の重要事項に関する当該地域の同意・決定機関とする。 <u>3 市長は、住民自治協議会が設置された後、前条（住民自治協議会の定義・要件）に規定する要件を満たしていないと認めた場合は、改善を求めなければならない。</u>
(住民自治協議会の権能) 第26条 住民自治協議会は、市長の諮問に応じ、当該<u>地区</u>に係る次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治協議会の答申を尊重しなければならない。 (1) 新市建設計画の変更に関する事項 (2) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項 (3) その他市長が必要と認める事項 2 住民自治協議会は、当該<u>地区</u>において行われる住民に身近な市の事務の執行等について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、住民自治協議会の提案を尊重する。 3 市長は、当該<u>地区</u>において行われる住民生活と関わりの深い市の事務で、当該地区に重大な影響が及ぶと考えられるものについて、あらかじめ住民自治協議会の同意を得るものとする。住民自治協議会の同意を必要とする市の事務については、市長が別に定める。 4 市長は、当該<u>地区</u>において行うことが有効と考えられる市の事務について、住民自治協議会が当該事務の受託を行う意思を決定した場合は、その決定を尊重する。 5 住民自治協議会は、提案、同意、決定に必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は住民自治協議会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。 【解説】	(住民自治協議会の権能) 第26条 地区 → 地域 【解説】

旧	新
・新市建設計画の内容を条文化しています。条文上は市長の諮問機関として位置付けていますが、実際には支所長に権限を委任し、支所に対応することを基本とします。 ・第1項の「諮問権」については、<u>地域審議会を参考に諮問内容を整理しました。全てを規則に委ねてしまうと行政側の都合のみで権能が狭められてしまう恐れがあるため、重要な項目については条例で位置付けるよう配慮しています。</u> ・第2項の「提案権」については、より強力な勧告とする考えもありますが、住民自治協議会が専門的な審議機関ではないことや市の上位機関でもないため、現実には則して提案権として位置付け、市長が尊重することとしました。 ・第3項の「同意権」については、<u>対象とする事項の内容を条例で列挙すると追加・変更等に柔軟な対応ができないため、規則に委ねることとしました。新市建設計画では、(1)都市計画の地区計画、(2)地区内の生活道路の維持管理・修繕に関する事項(箇所付けや順位付けなど)、(3)一定規模以上の開発・建築などが例示されていますが、具体的な内容については、今後、関係法令とも整合を図りながら、専門的な観点からの検討が必要です。</u> ・第4項の「決定権」については、行政側が住民自治協議会に委託可能な業務をメニュー提示し、地域の判断により市業務の受託について決定するものです。具体的な業務としては、“<u>地区内の公共施設等の維持管理</u>”が当面考えられ、これは新市建設計画における自治センターなどを念頭においています。なお、<u>公共施設の管理委託を行う場合には、指定管理者制度のあり方についても合わせて検討しておく必要があります。</u>また、住民自治協議会の自主的な活動や意欲を引き出すために、当該協議会で決定された内容を尊重するよう規定しています。 ※<u>地域審議会…地域審議会とは、合併関係市町の区域を単位として設けられ、新市の施策に関して新市の長から諮問を受け、又は必要に応じて長に対して意見を述べることができる、新市の附属機関です。伊賀市の場合はこれを設置せず、住民自治協議会の設置を条例により制度化しています。</u> (住民自治協議会への支援)	・新市建設計画の内容を条文化しています。 ・<u>当該地域とは、住民自治協議会単位の地域のことをいいます。</u> ・第1項の「諮問権」については、<u>諮問内容を条例で位置付けるよう配慮しています。</u> ・第2項の「提案権」については、より強力な勧告とする考えもありますが、住民自治協議会が専門的な審議機関ではないことや市の上位機関でもないため、現実には則して提案権として位置付け、市長が尊重することとしました。 ・第3項の「同意権」については、<u>「住民自治協議会の同意事務に関する規則」により定めています。</u> ・第4項の「<u>受託決定権</u>」については、行政側が住民自治協議会に委託可能な業務を示し、地域の判断により市業務の受託について決定するものです。具体的な業務としては、“<u>地域内の公共施設等の維持管理</u>”が考えられます。また、住民自治協議会の自主的な活動や意欲を引き出すために、当該協議会で決定された内容を尊重するよう規定しています。 (住民自治協議会への支援)

旧	新
第27条 市は、住民自治協議会が設置された場合には、次の各号に掲げる支援を行う。 (1) 住民自治の活動拠点の提供 (2) 住民自治活動に対する財政支援 (3) その他住民自治の推進に関すること 2 前項に定める支援の単位は、別に定める機関により審議決定する。 【解説】 ・第1項については、第1号の住民自治の活動拠点とは、住民自らが各地区での自治が行える場（自治センター）を指しています。第2号の財政支援の詳細な内容は別条例又は規則等で定めます。第3号のその他住民自治の推進に関することとは、情報提供などを含めた人的支援を指します。 ・第2項については、伊賀市が財政などの支援をしていく単位としては、公平な観点から区域を定める必要があるため、これについて審議する機関「伊賀市住民自治区域等検討委員会」を別途設置し、決定します。また、新市発足後、人口の変動や住民自治協議会の統合・分離などにより、支援の単位に変更が生じる可能性があるため、第2項において、これを審議決定する機関を設置することとしました。 (地域まちづくり計画) 第28条 住民自治協議会は、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地域まちづくり計画の策定に努めるものとする。 2 前項に規定の計画を策定した場合、その代表者は、市長に届出をするものとする。 3 市は、総合計画をはじめとする重要な計画を策定する際には、広域的な観点から調整が必要な場合を除き、第1項の地域まちづくり計画を尊重するものとする。 4 市は、第1項の地域まちづくり計画の策定を必要に応じ支援するものとする。 【解説】 新市建設計画の内容に基づき、住民自治協議会の計画を市が尊重する条項を	第27条 市は、住民自治協議会が設置された場合には、次の各号に掲げる支援を行う。 (1) 住民自治の活動拠点の提供 (2) 住民自治活動に対する財政支援 (3) その他住民自治の推進に関すること 2 前項に定める支援の単位は、別に定める機関により審議決定する。 【解説】 ・第1項の活動拠点とは、地区市民センター等をいい、財政支援とは、「伊賀市住民自治協議会の財政支援に関する要綱」及び「伊賀市地域活動支援事業補助金交付要綱」により定めています。 ・第2項については、財政支援などをしていく単位としては、公平な観点から区域を定める必要があるため、これについて審議する機関「住民自治区域等検討委員会」で決定しました。また、将来、人口の変動や住民自治協議会の統合・分離などにより、支援の単位に変更が生じた場合は、審議機関において審議決定することとしています。 (地域まちづくり計画) 第28条 住民自治協議会は、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地域まちづくり計画の策定に努めるものとする。 2 前項に規定の計画を策定又は変更した場合、その代表者は、市長に届出をするものとする。 3 市は、総合計画をはじめとする重要な計画を策定する際には、広域的な観点から調整が必要な場合を除き、第1項の地域まちづくり計画を尊重するものとする。 4 市は、第1項の地域まちづくり計画の策定を必要に応じ支援するものとする。 【解説】 新市建設計画の内容に基づき、住民自治協議会の計画を市が尊重する条項を

旧	新
設けました。実際には、支所単位で策定予定の新市総合計画ブロック別地区計画と内容の整合を図る事になります。 第5節 住民自治活動を補完する機構 (住民自治活動を支援する機関の設置) 第36条 市は、市民が主体となった住民自治活動などを支援するため、<u>この役割を果たす機関を設置する。</u> (住民自治活動を補完する行政機関の設置) 第37条 市は、<u>住民自治活動をできるだけ市民に身近なところで支援するため、法第155条第1項で定める支所を設置し、市民が自主的かつ主体的に自治を行えるよう、地域の実情に応じた柔軟な対応に努めなければならない。</u> 第5章 議会の役割と責務 【解説】 本章の解説の追加のみ。各条文及び解説については、内容に係る大きな変更なし。 第6章 行政の役割と責務 第1節 行政の責務 (行政の役割と権限) 第42条 市の執行機関は、法令で定めるところにより、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し、執行する機関である。 2 市長は、<u>市の執行機関を統括し、これを代表する。</u>	設けました。<u>地域まちづくり計画は、総合計画における支所単位の地区別計画と内容の整合を図ることとしています。</u> 第5節 住民自治活動を補完する機構 (住民自治活動を支援する機関の設置) 第36条 市は、市民が主体となった住民自治活動などを支援するため、<u>伊賀市市民活動支援センターを設置する。</u> (住民自治活動を補完する行政機関の設置) 第38条 市は、<u>法第155条第1項で定める支所を設置し、市民に身近なところで住民自治活動を支援し、市民が自主的かつ主体的に自治を行えるよう、地域の実情に応じた柔軟な対応に努めなければならない。</u> 第5章 議会の役割と責務 【解説】本章の詳細については、「伊賀市議会基本条例」により定めています。 第6章 行政の役割と責務 第1節 行政の責務 (行政の役割と権限) 第42条 市の執行機関は、法令で定めるところにより、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し、執行する機関である。 2 市長は、<u>執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。</u>

旧	新
(市長の責務) 第43条 市長は、市民の負託に応え、市政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公平・公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。	(市の責務) 第43条 <u>市は、その所管する事務の企画立案、実施及び評価において、内容、効果を市民に明らかにし、分かりやすく説明しなければならない。</u>
43条、44条順番入れ換え。第2条の用語の定義に順じ、市の執行機関を市に改める。	
(執行機関の責務) 第44条 <u>市の執行機関は、市の事務の企画立案、実施及び評価において、内容、効果を市民に明らかにし、分かりやすく説明しなければならない。</u> (法務体制) 第47条 市は、自主的で質の高い政策を実行するため、法務に関する体制を充実し、条例、規則等の整備を積極的に行なわなければならない。 【解説】 平成12年4月に地方分権一括法が施行されて以降、市職員は<u>法令について自主解釈をすることが求められ、また、地域独自の自治に必要な政策条例の制定が求められていることから、法務体制の充実について規定しています。また、議会についても立法機能の強化が求められていることから、議会事務局についても法務体制の充実が求められます。</u>	(市長の責務) 第44条 市長は、市民の負託に応え、市政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公平・公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。 (法務体制) 第47条 市は、自主的で質の高い政策を実行するため、法務に関する体制を充実し、条例、規則等の整備を積極的に行なわなければならない。 【解説】 平成12年4月に地方分権一括法が施行されて以降、市職員が<u>自ら法令に対する理解を深めたうえで条例の制定・改廃能力を高めることや、それぞれの地方公共団体に独自の政策条例の制定が求められていることから、法務体制の充実について規定しています。</u>
(職員政策) 第48条 2 <u>市は、職員が自己の能力を向上させることができるよう政策研究及び研修システムを充実させ、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならない。</u> (苦情等への対応) 第50条 市は、市民から苦情、要望、提言、意見等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に答えるよう努めなければならない。 2 市は、市民から法令に規定する直接請求、争訟制度の手続等の方法について	(人材育成) 第48条 2 <u>市長は、職員が自己の能力を向上させることができるよう政策研究及び研修システムを充実させ、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならない。</u> (意見等への対応) 第50条 市は、市民から苦情、要望、提言、意見等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に答えるよう努めなければならない。 2 市は、市民から法令に規定する直接請求、争訟制度の手続等の方法について

旧	新
て説明を求められたときは、<u>説明をしなければならない。</u> 3 市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、<u>適正な機関の設置に努めなければならない。</u> 【解説】 ・第1項は、市職員全員が市民からの苦情、要望、提言、意見等に対し、誠実に応答することが求められるため、規定しました。また、組織としての対応を確実なものとしていくためには、行政経営品質向上活動など具体的な取り組みが必要です。さらに、職員一人ひとりの意識改革や各種手続きへの対応が可能となるような職員のレベルアップが必要となります。現行の法制度上（行政手続法・行政不服審査法など）においても用意されていますが、市民が容易に利用できるものではないため、まずは、窓口で職員が対応することの必要性を規定しています。 ・第3項は、市民が行政から不利益処分を受けた場合、当事者間の話し合いでは解決が難しい場合が多いため、救済の機関を設置すべきことを定めました。市民を保護する観点から、公設オンブズマンに限らず、広聴・相談窓口機関を設置する方法などの検討が必要です。 <u>※オンブズマン…違法又は不当な行政活動に対し、非司法的な手段で市民の権利を守る役職のことです。公設オンブズマン制度は、スウェーデンをはじめ十数か国で採用されており、日本でも川崎市や中野区に制度があります。</u>	説明を求められたときは、<u>誠意をもって対応するものとする。</u> 3 市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、<u>広聴・相談窓口等の充実に努めるものとする。</u> 【解説】 ・第1項は、市職員全員が市民からの苦情、要望、提言、意見等に対し、誠実に応答することが求められるため、規定しました。また、組織としての対応を確実なものとしていくためには、行政経営品質向上活動など具体的な取り組みが必要です。さらに、職員一人ひとりの意識改革や各種手続きへの対応が可能となるような職員のレベルアップが必要となります。現行の法制度上（行政手続法・行政不服審査法など）においても用意されていますが、市民が容易に利用できるものではないため、まずは、窓口で職員が対応することの必要性を規定しています。
第3節 財務 (財政運営の基本方針) 第51条 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行い、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。 2 市長は、中長期的な展望に立った自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。 【解説】 <u>予算編成、執行に当たり総合計画と整合を図る必要性を定めています。</u>	第3節 財務 (財政運営の基本方針) 第51条 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえ、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。 2 市長は、中長期的な展望に立った自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。 【解説】 <u>市民、事業者から納められた税金を有効利用することは行政の重要な責務であり、最小の経費で最大の効果を求めることの必要性について定めています。</u>

旧	新
(財政基盤の強化) 第52条 市は、自主課税制度<u>導入</u>など、市民負担のあり方や市有財産の活用等を検討し、<u>国及び県</u>に対して税源の移譲を求めるなど、市の自立した財政基盤の強化に努めなければならない。 【解説】 市民、事業者から<u>いただいた税金</u>をいかに有効に使うかという財政政策だけでなく、<u>いかに適正に税金を徴収するかという税政策の必要性について</u>も、<u>新市建設計画策定時に議論されたため規定</u>しました。 すことです。 (予算編成、予算執行) 第53条 市長は、予算の編成に当たっては、予算に関する<u>説明書の内容</u>の充実を図るとともに、市民が予算を具体的に把握できるよう分かりやすい情報の提供に努めなければならない。 2 市長は、市の事務の予定及び進行状況が明らかになるよう<u>予算の執行計画を策定</u>しなければならない。 【解説】 第1項は、<u>予算書は一般的に市民には分かりにくいもの</u>となっており、行政サービスとコストの関係が明確でないため、市民に分かりやすく公表していくことを規定しました。 (財産管理) 第54条 <u>市長は</u>、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めなければならない。 2 <u>市長は</u>、市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならない。 第4節 評価 (外部監査)	(財政基盤の強化) 第52条 市は、自主課税制度の<u>導入</u>、市民負担のあり方及び市有財産の活用等を検討するとともに、<u>国・県</u>に対して税源の移譲を求めるなど、市の自立した財政基盤の強化に努めなければならない。 【解説】 市民、事業者から<u>納められた税金</u>をいかに有効に使うかという財政政策だけでなく、<u>自主財源の確保など、市が自立した財政基盤を強化する必要性を規定</u>しました。 (予算編成、予算執行) 第53条 市長は、予算の編成に当たっては、予算に関する<u>説明内容</u>の充実を図るとともに、市民が予算を具体的に把握できるよう分かりやすい情報の提供に努めなければならない。 2 市長は、市の事務の予定及び進行状況が明らかになるよう<u>努めなければならない</u>。 【解説】 第1項は、行政サービスとコストの関係などを<u>明確にするため</u>、市民に分かりやすく公表していくことを規定しました。 (財産管理) 第54条 <u>市は</u>、財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めなければならない。 2 <u>市は</u>、財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならない。 第4節 評価 (外部監査)

旧	新
第 5 7 条 市は、公平・公正で効率的な行政運営を確保するため、専門性及び独立性を有する外部監査人による財務事情及び特定の事業等に関する監査を実施する。 【解説】 <u>行政の透明性を高めるため、第 3 者による監査を導入する必要があることを規定しました。</u>法律上は都道府県、政令指定都市、中核市（要件：人口 30 万人以上など）に<u>外部監査</u>が義務付けられていますが、伊賀市（人口 10 万人）では、新市建設計画でも盛込まれており、透明性の高い行政運営を図る観点から<u>実施</u>することを規定しました。 （この条例の検討及び見直し） 第 5 8 条 市は、この条例の施行後 4 年以内に施行状況を勘案し、検討の上、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。 【解説】 <u>見直しの期限を付けたのは、時代経過による条例の形骸化を防止し、その時代に即した条例に育てていくためであり、市長の任期ぐらいが適当との考えから、4 年以内としています。</u>	第 5 7 条 市は、公平・公正で効率的な行政運営を確保するため、専門性及び独立性を有する外部監査人による財務事情及び特定の事業等に関する監査を実施するよう努めるものとする。 【解説】 法律上は都道府県、政令指定都市、中核市（要件：人口 30 万人以上など）に<u>包括外部監査</u>が義務付けられていますが、伊賀市（人口 10 万人）では、新市建設計画でも盛込まれており、透明性の高い行政運営を図る観点から<u>実施について</u>規定しました。 （この条例の検討及び見直し） 第 5 8 条 市は、<u>改正後 4 年を目途に社会情勢、経済情勢</u>に応じて施行状況を勘案し、検討の上、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

【ニセコ町】

旧	新
(満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利) 第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。 <改正理由> 子どもたちのまちづくりに参加する権利を保障するため、参加の制度を規則その他で具体的に規定する項目を追加。 (審議会等への参加) 第31条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 <改正理由> 審議会や委員会などへの女性の参加が少ないことから、審議会等の構成は一方の性に偏らないよう配慮する項目を追加。 第8章 まちづくりの協働過程 (予算編成) 第41条 町長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。 <改正理由> 平成22年度予算からその編成過程を公開しており、今後もこの取組みを継続的なものとするための文言を追加。 (条例制定等の手続) 第54条 町は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようと	(満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利) 第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。 <u>2 町は前項の権利を保障するため、規則その他の規程により具体的な制度を設けるものとする。</u> (審議会等の参加及び構成) 第31条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 <u>2 前項の委員の構成に当たっては、一方の性に偏らないよう配慮するものとする。</u> <u>第8章 計画策定過程</u> (予算編成) 第41条 町長は、予算の編成に当たっては、<u>編成過程の透明性に留意し、</u>予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。 (条例制定等の手続) 第54条 町は、<u>条例を</u>制定し、又は改廃しようとするときは、その過程にお

旧	新
するときは、次のいずれかに該当する場合を除き、町民の参加を図り、又は町民に意見を求めなければならない。 (1)～(3) 略	<u>いて、町民の参加を図り、又は町民に意見を求めなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。</u> (1)～(3) 略
<改正理由> 重要な条例をつくる過程で、町民の参加又は町民に意見を求めることとなっていますが、この手続を厳格化するため。また、町民参加等で策定した条例案は、事前に公表し、町民等の意見を聞き、その意見への回答を義務付けた。	

【白老町】

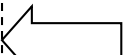
旧	新
(町政活動への参加) 第11条 町民は、<u>前条</u>の規定に基づき、町政活動の多様な機会へ参加する<u>ことができます。</u>	(町政活動への参加) 第11条 町民は、<u>前条</u>の規定に基づき、町政活動の多様な機会へ参加する<u>よう努めます。</u>
＜改正理由＞ 現行条例においては、「町民は、町政活動の多様な機会へ参加することができます。」として「町政に参加する権利」を規定していますが、「町政に参加する権利」は、第13条において町民の権利として規定されていることから、第9条・第10条で町民参加に対する町（議会・行政）の役割や責務を規定しているのを受けて、「町政活動の多様な機会へ参加するよう努めます。」と町民参加に対する町民の役割としての規定に改正することにより、これまでもより一歩踏み込んだ表現とし、町民参加を重んじる姿勢を表現します。 ＜改正理由＞ 現行条例においては、見直しの主体として『町長は』と規定されており、条文の見直し及び見直しの結果を受けての措置ともに、行政側からしかできない規定となっていますが、見直しの主体を『町は』と改正することにより、議会側からの見直し、議会を通じた町民の要請による見直しなど、さまざまな視点からの見直しが可能となり、町民・議会・行政が一体となってこの条例を守り育てていく体制が構築されます。	
参考（参加機会の保障） 第10条 町は、町政の基本的な事項を定める計画や条例の立案等の検討過程において、広く町民が参加する機会を保障し、町民参加を積極的に行います。 2 町は、多様な方法を用いて広く町民の意見を求め、町民の意思を反映した町政活動を行います (条例の見直し) 第36条 町長は、この条例の施行日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検討します。 2 町長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは必要な措置を取ります。	(条例の見直し) 第36条 町は、この条例の施行日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検討します。 2 町は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは必要な措置を取ります。

【みよし市】

旧	新
(前文) 私たちみよし市の市民、議会及び市長は、これまでそれぞれの立場でまちづくりの理想を追求し、地域社会の発展に努めてきました。 <u>21世紀を迎えた今日、多様で個性豊かな地域社会を実現していくためには、自治の担い手である私たちが、英知を結集し、役割を分担し、それぞれの責任を果たし、そして協力していかなければなりません。このような協働によるまちづくりこそが、私たちのまち「三好らしさ」を未来へと伝え、</u> ＜改正理由＞ 21世紀に入り13年になること、自治の担い手である私たちがまちづくりを行うことをもっと明確にしたほうがよい。また、昔からの三好の良さを引き継いでいくとともに、未来のみよしを見据える意見から「三好らしさ」を「みよしらしさ」にしたほうがよい。 ＜追加した理由＞ 近い将来に東海・東南海、南海トラフを震源とする大規模な地震が起こることが危惧されており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災などを教訓に、日頃から災害への備えをしておくことが非常に重要である。また、犯罪などについても事前の備えなどが必要であることから「危機管理」に関する規定を追加したほうがよい。	(前文) 私たちみよし市の市民、議会及び市長は、これまでそれぞれの立場でまちづくりの理想を追求し、地域社会の発展に努めてきました。 <u>自治の担い手である私たちは、将来に向けても多様で個性豊かな地域社会を実現していくために、英知を結集し、役割を分担し、それぞれの責任を果たし、そして協力していかなければなりません。このような協働によるまちづくりこそが、私たちのまち「みよしらしさ」を未来へと伝え、先人から受け継いできた文化や伝統を次世代に引き継ぎ、美しい自然を守り、地域の活力を高めることにつながると私たちは信じています。</u> ここに私たちは、市のめざす市民自治の理念と基本的なしくみを明らかにし、市民の参画と協働によるまちづくりを進めるために、この条例を制定します。 (災害・犯罪等への危機管理) 第21条 市民、議会及び市長その他の執行機関は、災害・犯罪等非常の事態に対し事前に備えるとともに、その対応に当たっては、お互いに協力し、連携を図ります。 2 市民は、災害・犯罪等の発生時に自らを守る努力をするとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害・犯罪等に対応するよう努めます。

項目追加

【鳥取市】

旧	新
＜追加した理由＞ 近年国内で発生した災害等を教訓に、市民の安全・安心な暮らしを守るため、自然災害等の不測の事態に備えて、自治体における危機管理体制の整備を充実強化することが求められています。 本市においてもその姿勢を明確にするため、地域防災計画の見直しが行なわれたこの時期を捉えて、本条例の中に新たな項目として、「危機管理」条項を追加するものです。  項目追加	(危機管理) 第24条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害その他の不測の事態（以下「災害等」といいます。）から守るため、災害等に強い都市構造の整備並びに行政及び市民の災害対応力の向上に努めます。 2 市長は、災害等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めます。 3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに地域において相互に助け合えるよう、連携及び協力体制の整備に努めます。 【解説】 この条では、本市の危機管理についての基本的な考え方について規定しています。 近年国内で発生した災害等を教訓に、市民の安全・安心な暮らしを守るため、自然災害等の不測の事態に備えて、自治体における危機管理体制の整備を充実強化することが求められています。 本市においてもその姿勢をより明確にするため、地域防災計画の見直しが行なわれたこの時期を捉えて、本条例の中に位置付けるものです。 第1項では、市が、市民を災害等から守り、安全・安心なまちづくりを進めるという防災の目的を達成することに努めることとしています。 第2項では、市長が、災害時に的確に対応するための危機管理体制等を整備し、市民生活の安全確保に努めることとしています。 第3項では、市民自らが、災害等に備えとともに、身近な地域の中で助け合えるよう、日頃から相互の信頼関係を築いていけるよう努めることとしています。 ここでいう「災害等」とは、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす災害、事件、事故（自然災害・武力攻撃事態※1・テロ※2等）及び市民生活に重大な被害を及ぼす事案（感染症・環境汚染・大規模食中毒・公共施設での事件、事故・異常湧水等）を指しています。 ※1 及び※2 は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づくものです。

【改正した自治体の条文一覧】

【篠山市自治基本条例】

（前文）

私たちの篠山市は、2 1 世紀の地方分権時代のまちづくりに備えて、旧多紀郡の篠山町、西紀町、丹南町及び今田町が、平成1 1(1 9 9 9)年4 月に合併して誕生しました。

デカンショ節で知られる丹波篠山は、兵庫県の中東部に位置し、四方を緑豊かな山々に囲まれ、秋には深い霧が立ちこめます。この特有の風土や先人たちの努力が、山の芋・黒大豆などの特産物や、丹波焼・春日能などの伝統文化を育み、豊かな田園文化を築いてきました。

私たちは、こうした歴史を大切にしながら、互いに力を合わせ人権・平和・環境を守り、幸せに暮らせるまちづくりを目指してきました。そして、今、市民と市が一体となってみんなで考え、みんなで責任をもってまちづくりを進めるという自治のあり方が求められています。

この条例は、このような自治の理念とその基本を定め、市民と市の参画と協働の手法を明らかにすることによって、「誰もが住みやすく愛されるささやま」を実現するためのしくみを整えるものです。

私たちは、自治の最高規範として、ここに篠山市自治基本条例を定めます。

第1 章 総則

（目的）

第1 条 この条例は、篠山市における自治の理念を明らかにするとともに、まちづくりに関する基本事項を定め、もって、個性豊かで活力ある自立した地域社会の実現と、市民福祉の充実を図ることを目的とする。

（定義）

第2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び市内で事業を営むものをいう。
- (2) 市 市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいう。
- (3) 参画 市の施策や事業等の計画、実施及び評価等、まちづくりの過程に、市民が主体的にかかわることをいう。
- (4) 協働 市民と市又は市民と市民とが、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し協力することをいう。

第2 章 基本原則

（参画と協働によるまちづくり）

第3 条 市民及び市は、第1 条の目的を達成するため、参画と協働によるまちづくりを推進する。

（市政運営の基本）

第4 条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利及び利益を保護することを基本とする。

2 市は、市民自治の実現のため、市民が市の保有する情報を知る権利及びまちづくりに参画する権利を保障し、協働によるまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

3 市長は、市民の意向に的確かつ柔軟に対応するため、行政組織の横断的な調整を図り、総合的に行政サービスを提供するものとする。

4 市長は、市の将来や市民生活に関係する重要なまちづくりの施策の決定、実施及び評価に当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表するものとする。

（危機管理）

第5 条 市は、災害等の不測の事態に迅速かつ的確に対処し、市民の生命、財産及び暮らしの安全を確保するため、市民、関係機関及び他の自治体等との協力及び連携により総合的かつ機動的な活動が図られるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。

2 市民は、自ら災害等に備えるとともに、災害等の発生時においては、相互に協力し、災害等の対応に努めるものとする。

（情報の共有、提供及び公開）

第6 条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有するものとする。

2 市は、市民に対し、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく提供しなければならない。

3 市は、市民が容易に情報を得られるよう、仕組みや体制を整備するとともに、情報を適正に収集、保存しなければならない。

（説明責任）

第7 条 市は、市民に対し、市の計画、事業及び結果に関して、説明責任を果たすよう努めなければならない。

（個人情報の保護）

第8 条 市は、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について必要な措置を講じなければならない。

（会議の公開）

第9 条 市長は、市の執行機関に置く附属機関等の会議を公開しなければならない。ただし、法令に定めのあるもの又はその会議が特定の団体や個人の権利又は利益に関するものなど、公開することが適当でないと認められるときは、理由を明らかにし、公開を制限することができる。

（財政運営の基本）

第1 0 条 市長は、総合計画及び行政評価を踏まえた予算編成及び執行に努め、健全な財政運営を図らなければならない。

2 市長は、市が保有する財産の適正な管理及び運用に努めるとともに、市及び市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2 分の1 以上を出資する法人の財政状況を、市民に分かりやすく公表しなければならない。

第3 章 権利及び責務

（市民の権利及び責務）

第1 1 条 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、まちづくりに関する情報について、その提供を受け、又は自ら取得する権利を有する。

3 市民は、一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、自ら考え、互いの意見を理解し尊重しながら責任ある行動により、まちづくりの推進に努めるものとする。

（子どもがまちづくりに参画する権利）

第1 2 条 満2 0 歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参画する権利を有する。

（事業者の権利及び責務）

第1 3 条 事業者とは、市内で事業活動を行うものをいう。

2 事業者は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利を有する。

3 事業者は、地域社会の信頼と理解を得るとともに、環境を保全し、安全で安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

（法令遵守及び公益通報）

第1 4 条 市は、法令を遵守し、市政を公正に運営しなければならない。

2 職員は、公正な職務の執行を妨げるような違法又は不当な事実があると思料するときは、その事実を別に定める機関に通報することができる。

3 市は、前項に規定する通報を行った職員に対し、そのことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。

4 前2 項に規定する公益通報に関する必要な事項は、別に条例で定める。

（議会の役割及び責務）

第1 5 条 市議会は、市の意思決定機関として、市民の意思が適切に反映されるよう、市政を監視するものとする。

2 市議会は、全ての会議を原則公開とし、議会の保有する情報を市民と共有し、開

かれた議会運営を行うものとする。

3 市議会は、市議会議員が次条の責務を果たすため、政策研究活動等の支援体制を整備するものとする。

（議員の責務）

第1 6 条 市議会議員は、議会運営を通じて自治の実現、まちづくりの推進に努めなければならない。

2 市議会議員は、総合的な視点に立って、公正かつ誠実に職務を遂行し、市民の負託に応えなければならない。

3 市議会議員は、政策の提言及び提案に努めなければならない。

（市長の役割及び責務）

第1 7 条 市長は、市の代表者として市の事務を管理し、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

2 市長は、市政運営を通じて自治の実現、まちづくりの推進に努めなければならない。

3 市長は、前項の責務を果たすため、職員を指揮監督し、人材育成に努めなければならない。

（職員の責務）

第1 8 条 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めるものとする。

2 職員は、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

3 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

第4 章 まちづくりの目標と推進

（まちづくりの基本）

第1 9 条 市民及び市は、次に掲げるまちづくりを推進する。

- (1) 人権を尊重し、擁護するまちづくりを推進する。
- (2) 男女共同参画社会を実現するまちづくりを推進する。
- (3) 篠山の自然環境と市民の生活環境を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する。
- (4) 篠山の伝統や文化を重んじ、市民の生涯学習を実現するまちづくりを推進する。
- (5) 篠山の風土に合った産業を、積極的に育てるまちづくりを推進する。
- (6) 篠山の次の世代を担う子どもたちが、夢と希望をいだき、健やかに成長するまちづくりを推進する。

（コミュニティの意義と支援）

第2 0 条 コミュニティとは、市民が互いに助け合い、心豊かに暮らすことを目的として、自主的に結ばれた組織等をいう。

2 市民は、まちづくりを多様に支えるコミュニティの役割を認識し、尊重するものとする。

3 市は、コミュニティの役割を認識し、必要に応じて支援するものとする。

（交流及び連携）

第2 1 条 市民及び市は、市外の人々との連携を図り、まちづくりを推進するものとする。

2 市民及び市は、国際交流を促進し、国際的な視野に立ったまちづくりに努めるものとする。

3 市は、共通する課題の解決を図るため、関係する地方公共団体等との連携及び協力に努めるものとする。

（附属機関等への参加）

第2 2 条 市長は、市の執行機関に置く附属機関等の委員構成に、公募の委員を選任するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の規定による公募の委員については、市民の中から幅広い人材を選出するものとする。

（意見、要望及び苦情等への対応）

第2 3 条 市は、市民からの行政に関する意見、要望及び苦情等があったときは、速

やかに事実関係を調査し、誠実に対応するものとする。

- 2 市は、前項の規定による対応を迅速かつ適正に行うため記録を作成し、整理、保存に努めるものとする。
(行政評価)

第24条 市長は、能率的かつ効果的な市政運営を進めるため、行政評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 市長は、市の将来や市民生活に係る重要なまちづくりの施策について、市民参画による評価を行い、必要な見直しを行うものとする。
(外部機関による監査)

第25条 市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、外部機関その他第三者による監査を実施することができる。

(住民投票)

第26条 市は、市政の重要事項について、市民の意思に沿ったまちづくりを推進するため、住民投票制度を設けることができる。

- 2 市民は、市長に対して住民投票を請求することができる。
3 議会及び市長は、住民投票を発議することができる。
4 市民、議会、市長及び職員は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
5 請求、発議、投票資格及びその他の住民投票の実施に必要な事項は、別に条例で定める。当該条例の制定に際しては、定住外国人や未成年者の参加に配慮しなければならない。

第5章 条例の改正と位置付け

(条例の見直し及び検討手続き)

第27条 市は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が篠山市にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討し、その結果に基づき見直しをするものとする。

- 2 市は、前項に規定する検討及び見直しを行うに当たっては、市民の意見を聴取するとともに、これを反映させなければならない。

- 3 市は、まちづくりの進捗状況等が、この条例に沿っているかを審議する市民委員会を設置することができる。
(最高規範)

第28条 この条例は、篠山市における自治の基本原則とまちづくりの基本事項を定める最高規範であり、市民及び市はこれを最大限尊重しなければならない。

- 2 市は、この条例の内容に即して、他の条例及び規則等の体系化を図らなければならない。

【伊賀市自治基本条例】

(前文)

伊賀地域は、四方を山々に囲まれた盆地で、古来から伊賀の国として一つのまとまった圏域を形成してきました。隣接した地域に都が長年置かれていたこともあり、様々な影響を受けながらも、伊賀の人々により独自の文化や産業が築かれてきました。また、近年では、日本の中央部に位置する地理的な関係や交通機関の発達などから東西日本を結節融合する畿央地域としての特徴も有しています。

これまでの伊賀の自治について見たとき、中世には“惣(そう)”という村落の自治運営組織が存在し、その連合体として“伊賀の国”が形成されていました。

また、近年では、地方分権の流れや市町村合併を契機として、自分たちの地域は自ら治めていこうという“補完性の原則”の考え方や“住民自治”の実現が重要視され、伊賀市にとって欠かせないものとなっています。

こうした背景のもと、伊賀市の自治における市民の権利や責務を明らかにし、伊賀市の将来像である“ひとが輝く 地域が輝く”自立したまちの実現を確実なものとするため、自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、伊賀市における自治の基本的な事項を定め、市民、市及び市議会のそれぞれの権利や責務を明確にし、住民自治のしくみを制度として定めることにより、伊賀市独自の自治の推進及び確立を目指すことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。
(2) 市 市の行政事務を管理執行する機関をいう。
(3) 市議会 立法を主たる目的とする審議・議決機能を持つ市意思決定機関をいう。
(4) 協働 市民、市、市議会及び各種団体がそれぞれに果たすべき責任と役割を認識し、相互に補完、協力することをいう。
(5) 自治 自分たちの地域は自分たちで責任を持ち自ら治めることをいう。
(基本理念)

第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。

- (1) 補完性の原則に基づき、市民自身あるいは地域が自らの責任のもと、まちづくりの決定や実行を行うとともに、市は、これらの活動を支援し、また、市自らも改革を進めるなど、市民が主体となり地域の個性が生きた自治を形成する。
(2) 自然との共生を図り、各地域が有する様々な資源を有効に活用するなど次世代に引き継いでいくことができる持続発展可能な循環型の共生地域を形成する。
(3) 市民が情報を共有し、自由に行き来できる環境づくりに努めるとともに、他圏域と交流・連携を進めるなど、創造性あふれる地域を形成する。
(自治の基本原則)

第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則により自治を行うものとする。

- (1) 市民は、まちづくりに関する情報を共有する権利を有する。
(2) 市民は、まちづくりに参加する権利を有する。
(3) まちづくりは、情報公開と市民参加により策定された計画に基づくものとする。
(4) まちづくりは、まず市民自らが行い、さらに地域や市が補完して行う。
(5) まちづくりは、市民や市など各主体が協働して行うよう努める。
(6) まちづくりの実施後は、その結果について評価を行う。
(この条例の位置付け・体系化)

第5条 この条例は、市政の基本事項について市が定める最高規範であり、市は、他

の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を踏まえ、整合性を図らなければならない。

- 2 市は、この条例の定める内容に則して、分野別の基本条例の制定に努めるとともに他の条例、規則等の体系化を図るものとする。

第2章 情報の共有

(情報共有の原則)

第6条 市民及び市は、まちづくりに関する必要な情報を共有するものとする。
(市の責務)

第7条 市は、市民自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、市政全般に関わる情報を速やかに市民と共有することに努めなければならない。

- 2 市は、市民が容易に情報を得られるよう、情報提供の充実に努めなければならない。

- 3 市は、伊賀市情報公開条例(平成16年伊賀市条例第15号)に定めるところにより、その有する情報を原則として公開しなければならない。
(市民の知る権利)

第8条 市民は、法令により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の公開を請求し、取得する権利を有する。

(出資法人等の情報公開)

第9条 市は、市が出資若しくは補助、事務の委託又は職員を派遣している団体のうち、一定の基準を満たすものに関し、その情報公開を推進するため、必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

(情報の収集及び管理)

第10条 市は、市政運営に必要な情報の収集に努めなければならない。

- 2 市は、その有する情報を適正に管理しなければならない。

(個人情報保護)

第11条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。2 前項に関することは、別に定める。

(意思決定過程の情報共有)

第11条の2 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならない。

- 2 市は、審議会その他の附属機関の会議を、原則として公開しなければならない。

第3章 市民の参加

第1節 市民参加の権利と責務

(まちづくりに参加する権利)

第12条 市民は、まちづくりの主体者であり、まちづくりを行う権利を有する。

- 2 この権利は、市民にとって基本的な権利であり、市民は、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、平等な立場で、まちづくりに参加することができる。

(まちづくりの参加における市民の責務)

第13条 市民は、広い視野に立って自らの発言と行動に責任を持ち、積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない。

- 2 市民は、多様な主体のまちづくり活動が自治を育てるということを認識し、互い活動を尊重し、認め合いながらまちづくりを進めるよう努めなければならない。
(まちづくりにおける市の役割と責務)

第14条 市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならない。

- 2 市は、自らが所管する事務における企画立案、実施及び評価に基づく進行管理の

過程において、市民参加の機会の拡充に努めるとともに、市民が参加しやすい体制づくりに努めなければならない。

第2節 市民参加の制度保障

（計画策定における市民参加の原則）

第15条 市は、総合計画をはじめとする重要な計画の策定及び見直しに際しては、市民の参加を図らなければならない。

2 市は、前項の計画について、評価に基づいた進行管理に努めなければならない。（計画策定における市民参加の方法）

第16条 市は、総合計画をはじめとする重要な計画の策定に際しては、その手続を公表し、意見を求めるよう努めるものとする。

2 市は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。

3 市は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表するものとする。

（審議会等への市民参加）

第17条 市は、審議会その他の附属機関の委員には、公募の委員を加えるよう務めなければならない。

2 審議会その他の附属機関の委員の任命に当たっては、その機関の設置の目的に応じて、地域、性別、年齢、国籍などに配慮しなければならない。

（条例制定における市民参加）

第18条 市は、次の各号に定めるまちづくりに関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、市民の参加を図らなければならない。ただし、次項に該当する場合はこの限りでない。

- （1）まちづくりの基本方針や分野別の基本方針を定める条例
- （2）市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例
- （3）その他市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される条例

2 前項ただし書に該当する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- （1）関係法令等の制定改廃に基づくもので、条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合
- （2）用語の変更等簡易な改正で、実質的な変更を伴わない場合
- （3）前2号に準じた制定改廃の場合
- （4）前3号に定めるもののほか、市民の生命・財産を守る等社会秩序の維持のため緊急を要する条例の制定改廃の場合

3 市は、第1項の規定により条例の制定・改廃案を議会に提案しようとするときは、あらかじめ制定・改廃案を公表し、意見を求めるものとする。

4 市は、前項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を公表しなければならない。

5 市は、市民の参加の手法、参加の有無及び状況その他必要な事項を付して、議案を提出しなければならない。

第3節 市民投票

（市民投票の原則）

第19条 市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、市民投票の制度を設けることができる。

2 市民投票に参加できる者の資格その他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定める。ただし、投票資格者を定めるに当たっては、外国人住民や未成年者の参加に十分配慮する。

3 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

（市民投票の実施）

第20条 市長は、有権者がその総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたときはこ

れを実施しなければならない。

2 市民投票は、投票者の総数が当該市民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは成立しない。この場合において、開票作業その他の作業は行わないものとする。

第4章 住民自治のしくみ

第1節 住民自治

（住民自治の定義）

第21条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。

2 住民自治活動の主体は、自治会をはじめ、ボランティア・市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に参加する個人も含まれるものとする。

（住民自治に関する市民の役割）

第22条 市民は、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めるものとする。

（住民自治に関する市の役割）

第23条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う住民自治活動を尊重しなければならない。

2 市は、営利、宗教及び政治を目的としない住民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援する。

第2節 住民自治協議会

（住民自治協議会の定義・要件）

第24条 住民自治協議会とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などとともに、身近に地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織で、各号に掲げる要件を満たすものをさす。ただし、一つの地域は、複数の住民自治協議会に属することができない。

- （1）区域を定めていること。
- （2）会員には、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること。
- （3）組織設置の目的が、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等の相互の連絡・親睦、地域環境の整備など良好な地域社会の形成に関するものであること。
- （4）目的、名称、区域、事務所の所在地、会員の資格、代表者及び会議などを明記した規約を定めていること。
- （5）組織全体の運営に当たる役員や代表者は、地域、性別、年齢、国籍などに配慮し、民主的に選出されたものであること。

（住民自治協議会の設置）

第25条 前条に規定する住民自治協議会が設立された場合、その代表者は、市長に設置の届出をする。

2 市長は、住民自治協議会の設置の届出があった場合、当該協議会を市長の諮問機関及び市の重要事項に関する当該地域の同意・決定機関とする。

3 市長は、住民自治協議会が設置された後、前条に規定する要件を満たしていないと認めた場合は、改善を求めなければならない。

（住民自治協議会の権能）

第26条 住民自治協議会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治協議会の答申を尊重しなければならない。

- （1）新市建設計画の変更に関する事項
- （2）市の総合計画の策定及び変更に関する事項
- （3）その他市長が必要と認める事項

2 住民自治協議会は、当該地域において行われる住民に身近な市の事務の執行等について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、住民自治協議会の提案を尊重する。

3 市長は、当該地域において行われる住民生活と関りの深い市の事務で、当該地域に重大な影響が及ぶと考えられるものについて、あらかじめ住民自治協議会の同意を得るものとする。住民自治協議会の同意を必要とする市の事務については、市長が別に定める。

4 市長は、当該地域において行うことが有効と考えられる市の事務について、住民自治協議会が当該事務の受託を行う意思を決定した場合は、その決定を尊重する。

5 住民自治協議会は、提案、同意、決定に必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は住民自治協議会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。

（住民自治協議会への支援）

第27条 市は、住民自治協議会が設置された場合には、次の各号に掲げる支援を行う。

- （1）住民自治の活動拠点の提供
- （2）住民自治活動に対する財政支援
- （3）その他住民自治の推進に関すること。

2 前項に定める支援の単位は、別に定める機関により審議決定する。（地域まちづくり計画）

第28条 住民自治協議会は、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地域まちづくり計画の策定に努めるものとする。

2 前項に規定の計画を策定又は変更した場合、その代表者は、市長に届出をするものとする。

3 市は、総合計画をはじめとする重要な計画を策定する際には、広域的な観点から調整が必要な場合を除き、第1項の地域まちづくり計画を尊重するものとする。

4 市は、第1項の地域まちづくり計画の策定を必要に応じ支援するものとする。

第3節 地域振興委員会

（地域振興委員会の設置）

第29条 市長は、住民自治協議会が設立されていない地域について、当該地域の住民生活に密接に関係し、当該地域の事情を十分に踏まえる必要のある市の事務について審議する機関として、地域振興委員会を置く。

2 前項に定める地域振興委員会の設置の単位は、別に定める機関により審議決定する。

（地域振興委員会の所掌事務）

第30条 地域振興委員会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、地域振興委員会の答申を尊重しなければならない。

- （1）新市建設計画の変更に関する事項
- （2）市の総合計画の策定及び変更に関する事項
- （3）その他市長が必要と認める事項

2 地域振興委員会は、市長の諮問に関連する事項のほか、当該地域において行われる住民に身近な市の事務について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、地域振興委員会の提案を尊重する。

3 地域振興委員会は、市長に対し、前2項に定める調査審議のために必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は地域振興委員会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。

（地域振興委員会の委員の任命等）

第31条 地域振興委員会の委員は、当該地域の住民のうち、当該地域において活動する諸団体からの推薦を受けた者及び募集に応じた者の中から市長が任命する。

2 地域振興委員会の委員の定数、任期、報酬、委員長、会議、会議の公開及び庶務については、別に定める。

第 32 条 削除

第 4 節 住民自治地区連合会
(住民自治地区連合会の設置)

第 33 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 155 条第 1 項で定める支所の管轄する区域ごとに複数の住民自治協議会又は地域振興委員会が設置される場合、市長は、支所単位に住民自治協議会又は地域振興委員会の代表者などで構成する住民自治地区連合会を設置する。
(住民自治地区連合会の所掌事務)

第 34 条 住民自治地区連合会は、市長の諮問に応じ、当該地区に係る次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治地区連合会の答申を尊重しなければならない。
(1) 新市建設計画の変更に関する事項
(2) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項
(3) その他市長が必要と認める事項

2 住民自治地区連合会は、市長の諮問に関連する事項のほか、当該地区において行われる住民に身近な市の事務について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、住民自治地区連合会の提案を尊重する。
(住民自治地区連合会の委員の任命等)

第 35 条 住民自治地区連合会の委員は、当該地区の住民自治協議会又は地域振興委員会の委員の中から市長が任命する。
2 住民自治地区連合会の委員の定数、任期、報酬、連合会長、会議、会議の公開及び庶務については、別に定める。

第 5 節 住民自治活動を補完する機構
(住民自治活動を支援する機関の設置)

第 36 条 市は、市民が主体となった住民自治活動などを支援するため、伊賀市市民活動支援センターを設置する。
(住民自治活動を補完する行政機関の設置)

第 37 条 市は、法第 155 条第 1 項で定める支所を設置し、市民に身近なところで住民自治活動の支援を行い、市民が自主的かつ主体的に自治を行えるよう、地域の実情に応じた柔軟な対応に努めなければならない。
2 市長は、前項で定めた目的を達成するため、市長の権限に属する事務のうち市民に身近な事務を積極的に支所長へ委任するよう努めなければならない。

第 5 章 議会の役割と責務
(議会の役割と権限)

第 38 条 市議会は、法令で定めることにより、有権者により選出された議員によって構成される市の意思決定機関である。
2 市議会は、市の重要な政策について議決する権限及び市政運営を監視し、牽制する機能を有する。
3 市議会は、法令で定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決するとともに、執行機関に対する検査及び監査請求等の権限を有する。
(議会の責務)

第 39 条 市議会は、市政の審議・議決機関であることの責任を常に認識し、長期的展望をもって意思決定に臨むとともに、市政の点検と改善とその実施を求め、活動しなければならない。
2 市議会は、行政活動が常に民主的で、効率的に行われているかを調査・監視するとともに、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、立法機能の強化に努めなければならない。
3 市議会の会議は討論を基本とし、議決に当たっては意思決定の過程及びその妥当性を市民に明らかにしなければならない。
4 市議会の組織及び議員の定数は、この条例に基づく議会の役割を十分考慮して定

めなければならない。
(議会の情報共有と市民参加)
第 40 条 市議会は、議会が有する情報を公開するとともに、全ての会議を原則として公開とし、立法過程から市民と情報を共有するよう努めなければならない。

2 前項に関することは、別に定める。
3 市議会は、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく説明する責任を有し、情報提供の充実に努めなければならない。
4 市議会は、会期外においても市政への市民の意思の反映を図るため、市の施策の検討、調査等の活動をし、市民との対話の機会を設けなければならない。
5 市議会は、議会の会議に出席を求めた者を協議に加えることができる。
6 市議会は、市民からの請願等に関して、その趣旨や意見を表明する機会を設けなければならない。
(議員の責務)

第 41 条 市議会議員は、市民の負託に応え、公平・公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
2 市議会議員は、市民の代表者としての品位と責務を忘れず、常に市民全体の福利を念頭におき行動しなければならない。
3 市議会議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己の見識を高めるための研鑽を怠らず、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。

第 6 章 行政の役割と責務
第 1 節 行政の責務
(行政の役割と権限)

第 42 条 市は、法令で定めるところにより、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し、執行する機関である。
2 市長は、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。
3 市長は、議案の提出、予算調整、地方税の賦課徴収、財産の取得及び公文書類の保管等、市の事務を執行する権限を有する。
(市の責務)

第 43 条 市は、その所管する事務の企画立案、実施及び評価において、内容、効果を市民に明らかにし、分かりやすく説明しなければならない。
2 市は、その権限と責任において、公平・公正、誠実、迅速かつ効率的にその所管する事務を執行しなければならない。
(市長の責務)
第 44 条 市長は、市民の負託に応え、市政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公平・公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。
(職員の責務)
第 45 条 市の職員は、その職責が市民の負託に基づくことを自覚し、この条例に定める原則及びこれに基づいて創設される制度を遵守して、職務を遂行しなければならない。

第 2 節 行政運営の方針
(執行体制の整備)

第 46 条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく機能的かつ効率的な執行体制を整備するとともに、組織の横断的な調整を図らなければならない。
(法務体制)
第 47 条 市は、自主的で質の高い政策を実行するため、法務に関する体制を充実し、条例、規則等の整備を積極的に行なわなければならない。
(人材育成)
第 48 条 市長は、多様化する市民の行政需要に対応できる知識や能力を持った職員の人材育成を図らなければならない。

2 市長は、職員が自己の能力を向上させることができるよう政策研究及び研修システムを充実させ、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならない。
3 市の職員は、地域の政策課題に適切に対応していくため、政策能力の向上に努めなければならない。
(公益通報)

第 49 条 市の職員は、行政執行の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為で、市民全体の利益など公益に反する恐れのある事実がある場合は、その事実を別に定める機関に通報することができる。
2 前項に関することは、別に定める。
(意見等への対応)

第 50 条 市は、市民から意見、要望、提言等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に答えるよう努めなければならない。
2 市は、市民から法令に規定する直接請求、争訟制度の手続等の方法について説明を求められたときは、誠意をもって対応するものとする。
3 市は、市民の意見、要望、提言等に対応するため、広聴・相談窓口等の充実に努めるものとする。

第 3 節 財務
(財政運営の基本方針)

第 51 条 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえ、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。
2 市長は、中長期的な展望に立った自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。
(財政基盤の強化)

第 52 条 市は、自主課税制度の導入、市民負担のあり方及び市有財産の活用等を検討するとともに、国・県に対して税源の移譲を求めるなど、市の自立した財政基盤の強化に努めなければならない。
(予算編成、予算執行)

第 53 条 市長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明内容の充実を図るとともに、市民が予算を具体的に把握できるよう分かりやすい情報の提供に努めなければならない。
2 市は、事務の予定及び進行状況が明らかになるよう努めなければならない。
(財産管理)

第 54 条 市は、財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めなければならない。
2 市は、財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならない。
(財政状況の公表)

第 55 条 市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならない。

第 4 節 評価
(行政評価)

第 56 条 市は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施する。
2 市は、前項の評価の結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映するものとする。
3 前 2 項の評価は、常に最善の方法で行うよう改善に努めなければならない。
(外部監査)
第 57 条 市は、公平・公正で効率的な行政運営を確保するため、専門性及び独立性を有する外部監査人による財務事情及び特定の事業等に関する監査を実施するよう努めるものとする。

第7章 条例の見直し

(この条例の検討及び見直し)

第58条 市は、改正後4年を目途に社会情勢、経済情勢に応じて施行状況を勘案し、検討の上、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

【ニセコ町まちづくり基本条例】

(前文)

ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。

まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。

わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよろこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。

第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、ニセコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。

第2章 まちづくりの基本原則

(情報共有の原則)

第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。

(情報への権利)

第3条 わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。

(説明責任)

第4条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。

(参加原則)

第5条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。

第3章 情報共有の推進

(意思決定の明確化)

第6条 町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めなければならない。

(情報共有のための制度)

第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。

- (1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度
- (2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度
- (3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度
- (4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度

(情報の収集及び管理)

第8条 町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

第4章 まちづくりへの参加の推進

(まちづくりに参加する権利)

第10条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。

2 わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。

3 町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない。

4 わたしたち町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。

(満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利)

第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

2 町は前項の権利を保障するため、規則その他の規程により具体的な制度を設けるものとする。

(まちづくりにおける町民の責務)

第12条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

(まちづくりに参加する権利の拡充)

第13条 わたしたち町民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。

第5章 コミュニティ

(コミュニティ)

第14条 わたしたち町民にとって、コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。

(コミュニティにおける町民の役割)

第15条 わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てるよう努める。

(町とコミュニティのかかわり)

第16条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。

第6章 議会の役割と責務

(議会の役割)

第17条 議会は、町民の代表から構成される町的意思決定機関である。

2 議会は、議決機関として、町の政策の意思決定及び行政活動の監視並びに条例を制定する権限を有する。

(議会の責務)

第18条 議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、将来に向けたまちづくりの展望をもって活動しなければならない。

2 議会は、広く町民から意見を求めるよう努めなければならない。

3 議会は、主権者たる町民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。

(議会の組織等)

第19条 議会の組織及び議員の定数は、まちづくりにおける議会の役割を十分考慮して定められなければならない。

(議会の会議)

第20条 議会の会議は、討議を基本とする。

2 議長は、説明のため本会議に出席させた者に議員への質問及び意見を述べさせることができる。

(会議の公開)

第 21 条 議会の会議は公開とする。ただし、非公開とすることが適当と認められる場合は、この限りではない。

2 前項ただし書により非公開とした場合は、その理由を公表しなければならない。
(議会の会期外活動)

第 22 条 議会は、閉会中においても、町政への町民の意思の反映を図るため、まちづくりに関する調査及び検討等に努める。

2 前項の活動は、議会の自主性及び自立性に基づいて行われなければならない。
(政策会議の設置)

第 23 条 議会は、本会議のほか、まちづくりに関する政策を議論するため、政策会議を設置することができる。

2 前項の会議は議長が招集し、議事運営にあたるものとする。

(議員の役割及び責務)

第 24 条 議員は、町民から選ばれた公職者として自ら研さんに努めるとともに、公益のために行動しなければならない。

2 議員は、基本的人権の擁護と公共の福祉の実現のため、政策提言及び立法活動に努めなければならない。

第 7 章 町の役割と責務

(町長の責務)

第 25 条 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。

(就任時の宣誓)

第 26 条 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。

2 前項の規定は、副町長及び教育長の就任について準用する。

(執行機関の責務)

第 27 条 町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。

2 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。

(政策法務の推進)

第 28 条 町は、町民主体のまちづくりを実現するため、自治立法権と法令解釈に関する自治権を活用した積極的な法務活動を行わなければならない。

(危機管理体制の確立)

第 29 条 町は、町民の身体、生命及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理の体制の確立に努めなければならない。

2 町は、町民、事業者、関係機関との協力及び連携を図り、災害等に備えなければならない。

(組織)

第 30 条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであると同時に、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。

(審議会等の参加及び構成)

第 31 条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。

2 前項の委員の構成に当たっては、一方の性に偏らないよう配慮するものとする。
(意見・要望・苦情等への応答義務等)

第 32 条 町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。

2 町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。

3 町は、前 2 項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成する。
(意見・要望・苦情等への対応のための機関)

第 33 条 町は、町民の権利の保護を図り、町の行政執行により町民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるため、不利益救済のための機関を置くことができる。

(行政手続の法制化)

第 34 条 条例又は規則に基づき町の機関がする処分及び行政指導並びに町に対する届出に関する手続について必要な事項は、条例で定める。

(法令の遵守)

第 35 条 町は、まちづくりの公正性及び透明性を確保するため法令を誠実に遵守し、違法行為に対して直ちに必要な措置を講ずるものとする。

第 8 章 計画の策定過程

(計画過程等への参加)

第 36 条 町は、町の仕事の計画、実施、評価等の各段階に町民が参加できるよう配慮する。

2 町は、まちづくりに対する町民の参加において、前項の各段階に応じ、次に掲げる事項の情報提供に努めるものとする。

- (1) 仕事の提案や要望等、仕事の発生源の情報
- (2) 代替案の内容
- (3) 他の自治体等との比較情報
- (4) 町民参加の状況
- (5) 仕事の根拠となる計画、法令
- (6) その他必要な情報

(計画の策定等における原則)

第 37 条 総合的かつ計画的に町の仕事を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画(以下これらを「総合計画」と総称する。)は、この条例の目的及び趣旨にのっとり、策定、実施されるとともに、新たな行政需要にも対応できるよう不断の検討が加えられなければならない。

2 町は、次に掲げる計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系化に努めなければならない。

- (1) 法令又は条例に規定する計画
- (2) 国又は他の自治体の仕事と関連する計画

3 町は、前 2 項の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、その計画の実施に当たっては、これらの事項に配慮した進行管理に努めなければならない。

- (1) 計画の目標及びこれを達成するための町の仕事の内容
- (2) 前号の仕事に要すると見込まれる費用及び期間

(計画策定の手続)

第 38 条 町は、総合計画で定める重要な計画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。

- (1) 計画の概要
- (2) 計画策定の日程
- (3) 予定する町民参加の手法
- (4) その他必要とされる事項

2 町は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。

3 町は、前 2 項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を

付して公表しなければならない。

(計画進行状況の公表)

第 39 条 町は、総合計画の進行状況について、年に一度公表しなければならない。

第 9 章 財政

(総則)

第 40 条 町長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行わなければならない。

(予算編成)

第 41 条 町長は、予算の編成に当たっては、編成過程の透明性に留意し、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。

2 前項の規定による情報の提供は、町の財政事情、予算の編成過程が明らかになるよう分かりやすい方法によるものとする。

(予算執行)

第 42 条 町長は、町の仕事の予定及び進行状況が明らかになるよう、予算の執行計画を定めるものとする。

(決算)

第 43 条 町長は、決算にかかわる町の主要な仕事の成果を説明する書類その他決算に関する書類を作成しようとするときは、これらの書類が仕事の評価に役立つものとなるよう配慮しなければならない。

(財産管理)

第 44 条 町長は、町の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めるものとする。

2 前項の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況その他前項の目的を達成するため必要な事項が明らかとなるように定めなければならない。

3 財産の取得、管理及び処分は、法令の定めによるほか、第 1 項の管理計画に従って進めなければならない。

(財政状況の公表)

第 45 条 町長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況(以下「財政状況」という。)の公表に当たっては、別に条例で定める事項の概要を示すとともに、財政状況に対する見解を示さなければならない。

第 10 章 評価

(評価の実施)

第 46 条 町は、まちづくりの仕事の再編、活性化を図るため、まちづくりの評価を実施する。

(評価方法の検討)

第 47 条 前条の評価は、まちづくりの状況の変化に照らし、常に最もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善しなければならない。

2 町が評価を行うときは、町民参加の方法を用いるように努めなければならない。

第 11 章 町民投票制度

(町民投票の実施)

第 48 条 町は、ニセコ町にかかわる重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、町民投票の制度を設けることができる。

(町民投票の条例化)

第 49 条 町民投票に参加できる者の資格その他町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。

2 前項に定める条例に基づき町民投票を行うとき、町長は町民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

第12章 連携

(町外の人々との連携)

第50条 わたしたち町民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。

(近隣自治体との連携)

第51条 町は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。

(広域連携)

第52条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるものとする。

(国際交流及び連携)

第53条 町は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の各種分野における国際交流及び連携に努めるものとする。

第13章 条例制定等の手続

(条例制定等の手続)

第54条 町は、まちづくりに関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、その過程において、町民の参加を図り、又は町民に意見を求めなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) 関係法令及び条例等の制定改廃に基づくものでその条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合

(2) 用語の変更等簡易な改正でその条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合

(3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者(以下「提案者」という。)が不要と認めた場合

2 町は、前項(同項ただし書きを除く)により作成した条例案をあらかじめ公表し、意見を求めるものとする。

3 町は、前項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。

4 提案者は、前3項に規定する町民の参加等の有無(無のときはその理由を含む。)及び状況に関する事項を付して、議案を提出しなければならない。

第14章 まちづくり基本条例の位置付け等

(この条例の位置付け)

第55条 他の条例、規則その他の規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

(条例等の体系化)

第56条 町は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。

第15章 この条例の検討及び見直し

(この条例の検討及び見直し)

第57条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例がニセコ町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。

2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとする。

【白老町自治基本条例】

(前文)

私たちのまち白老は、豊かな太平洋（うみ）、多くの清流、緑いっぱいの山々とポロトの森に囲まれた自然あふれるまちです。

私たちは、アイヌの人々や先人が築いた輝かしい歴史と文化のもとに集い、学び、働き、暮らし、多様な産業を育みながら、心豊かに元気なまちづくりを今日まで進めてきました。

私たちは、まちづくりの主体として、協働の精神のもと、将来にわたり力を合わせ、自らのまちを自ら守り、育てることにより、次代を担う子どもたちに引き継ぐ責任があります。

そして、私たちは、自治の仕組みを制度として確立し、さらなる自治の推進を図ることで、「しあわせを感じるまち」を実現するため、白老町自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、白老町における自治の基本理念と基本原則を定め、町民、議会、町長と行政の役割を明らかにするとともに、それぞれの主体に関する基本的な事項と制度等を確立することにより、自主自立のまちづくりを進め、自治を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

(1) 町民 町内に住み、働き、学ぶ子どもから高齢者や町内で事業活動を営む者をいいます。

(2) 執行機関 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員と固定資産評価審査委員会をいいます。

(3) 町 執行機関と議会をいいます。

(4) 町民活動団体 町民が自主的に組織した団体の総称をいいます。

(基本理念)

第3条 私たちは、まちづくりの主体として、自らの手で自らのまちを創っていこうとする意思を明確にし、考え行動することで、互いに支えあい、いつまでも安心して暮らすことのできる「しあわせを感じるまち」の実現を目指します。

2 私たちは、前項の規定の実現に向け、平和を願い、環境を守り、次代を担う子どもたちを育み、学び、働くことを通じて、将来にわたりまちづくりに取り組みます。

第2章 情報共有

第1節 情報共有の原則

(情報共有)

第4条 私たちは、互いに情報を伝え、情報共有によるまちづくりの推進に努めます。

(情報公開)

第5条 町は、町民に開かれた町政運営を推進するため、町が保有する情報をわかりやすく提供し、公開するよう努めます。

2 町は、町が保有する情報を統一した基準により管理し、保存します。

3 前2項に関して必要な事項は、別の条例等で定めます。

第2節 情報共有の基本事項

(説明責任)

第6条 町は、公正で開かれた町政を進めるため、町政に関して町民に積極的に分かりやすく説明します。

2 町は、町民から説明を求められた場合には、誠実に応答します。

(町民の意見等への取扱い)

第7条 町は、町民の意見、要望、苦情等（以下「町民の意見等」といいます。）に

対し、迅速かつ誠実に対処します。

2 町は、前項で寄せられた町民の意見等への対処経過についての記録を共有し、適切に管理します。

(選挙)

第8条 町長や町議会議員の候補者は、選挙に当たり、町政に関する自らの考え方を町民に示すよう努めます。

第3章 町民参加

(町政参加の推進)

第9条 町は、まちづくりに町民の意思が反映されるよう町政参加の推進に努めます。

(参加機会の保障)

第10条 町は、町政の基本的な事項を定める計画や条例の立案等の検討過程において、広く町民が参加する機会を保障し、町民参加を積極的に行います。

2 町は、多様な方法を用いて広く町民の意見を求め、町民の意思を反映した町政活動を行います。

(町政活動への参加)

第11条 町民は、前条の規定に基づき、町政活動の多様な機会へ参加するよう努めます。

第4章 町民

第1節 町民の基本事項

(町民の役割と基本姿勢)

第12条 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、住みよい地域づくりに努めます。

2 町民は、まちづくりに取り組む場合において、自らの能力や技術を積極的に発揮するとともにその発言や行動に責任を持つよう努めます。

3 町民は、お互いを尊重し合い、協力し合うとともに、町との連携協力によるまちづくりを推進するよう努めます。

(町民の権利)

第13条 町民は、町の保有する情報について知る権利を有するとともに、自主的な活動に取り組み、かつ、町政に参加する権利を有します。

第2節 町民活動

(町民活動)

第14条 町民は、自ら行う町民活動が安定的かつ活発に行うことができるよう町民活動団体を組織することができます。

2 町民は、前項の規定に基づき組織された町民活動団体の役割と活動を尊重します。

3 町は、学習機会の提供等により、町民活動団体の支援に努めます。

第5章 議会

第1節 議会の基本事項

(議会の役割と責務)

第15条 議会は、選挙で選ばれた町民の代表から構成する議事機関として、議決事項を慎重に審議し、合議制によって、町の意思を決定する役割を有します。

2 議会は、情報共有と町民参加を図るとともに、不断の議会改革の推進に努めます。

(議会の権限)

第16条 議会は、条例の制定、改正や廃止等の立法の権限を有します。

2 議会は、予算、決算、財産や政策執行等に関わる意思決定の権限を有します。

3 議会は、執行機関に対する調査や監査請求等の監視の権限を有します。

(議員の責務)

第17条 議員は、町民から選ばれた代表として、公益の実現に努める責務を有します。

2 議員は、議員としての能力を高めるため、自己研鑽に努める責務を有します。

3 議員は、政治倫理に基づいた誠実な活動を行う責務を有します。
(議会の組織)

第18条 議会の組織や議員の定数は、まちづくりにおける議会の役割を十分に考慮して定めます。

第2節 議会運営
(議会の会議)

第19条 議会は、本会議のほか、行政の調査、監視と積極的な政策形成を行うため、必要な会議を設置します。

2 議会の会議は、自由な討議を基本とします。

3 議長や委員長は、会議に出席させた説明員等に、質問や意見を述べさせることができます。

4 議会の会議は、原則公開とします。ただし、公開することが不適当と認められる場合は、その理由を公表して非公開とすることができます。
(議会活動の充実)

第20条 議会は、調査権の行使や町民提案等の活用を図り、政策提案を行うよう努めます。

2 議会は、まちづくりの理念に掲げる「しあわせを感じるまち」を実現するため、課題等を的確に把握し、議会活動における質疑の充実に努めます。

3 議会は、会期外においても、町民の意思の反映を図り、その自主性、自立性に基づき、まちづくりに関する調査研究に努めます。
(議員等の能力向上)

第21条 議会は、議員等の政策立案能力、立法能力と審議能力を高めるための研修を充実します。

2 議会は、議会活動の記録とともに、その活動の充実を図るための情報や資料を整備します。

3 議会は、まちづくりに関する政策を調査研究するため、必要に応じて政策研究会等を設置します。

第6章 行政
第1節 行政の基本事項
(行政の役割と責務)

第22条 執行機関は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務、法令等に基づく事務を執行する役割を有します。

2 執行機関は、前項の役割を達成するため、自らの判断と責任において、公正で誠実に事務を管理し、執行する責務を有します。

3 執行機関は、町民の信託に基づく町政を効果的で効率的に執行する責務を有します。

4 執行機関は、町民の意思を反映するまちづくりを進めるため、情報の共有と町民参加を図り、連携協力して事務を執行する責務を有します。
(町長の責務)

第23条 町長は、まちの代表者として公正で誠実に町政の執行に当たり、まちづくりを推進していく責務を有します。

2 町長は、町民の負託に応えるため、職員を適正に指揮監督し、効率的な組織体制を整備していく責務を有します。
(職員の責務)

第24条 職員は、町民との信頼関係を深め、公正で適正に職務を遂行する責務を有します。

2 職員は、まちの課題に対応する施策の立案や町民が求め望むことに的確に対応できる職務能力の向上に努める責務を有します。
(組織・体制)

第25条 町長は、社会情勢の変化に迅速に対応するため、機能的で効率的かつ横断的な連携、調整を図ることのできる組織体制を確立し、円滑な行政運営を進めます。

2 町長は、円滑な行政運営を推進するため、職員の人材育成や政策能力の向上を図り、行政の政策活動の活発化に努めます。

第2節 行政運営
(行政運営の基本原則)

第26条 執行機関は、総合的かつ計画的に町政を運営するため、基本構想とこれを具体化する計画（以下「総合計画」という。）を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。
(総合計画)

第27条 町長は、まちのめざす将来の姿を明らかにし、政策を達成するための地域資源を有効に活用して、これを総合的かつ計画的に実現するため、総合計画を策定します。

2 執行機関が行う政策、施策や事業は、法令の規定によるものや緊急を要するもののほか、総合計画に根拠を置くものとします。

3 各分野における個別計画等は、総合計画との調整を図って策定するとともに、策定後においても総合計画との調整を図りながら進行管理を行います。
(財政運営)

第28条 執行機関は、総合計画、行政改革に関する計画と行政評価を踏まえ、中長期的な財政見通しのもと、財政計画を策定し、それに基づく予算の編成と執行を行うことにより、健全な財政運営に努めます。
(行政改革・行政評価)

第29条 執行機関は、行政運営のあり方を見直し、適正化や効率化を向上させるため、行政改革に関する計画を策定し、行政改革を進めます。

2 執行機関は、行政活動を点検し改善を図るための評価の仕組みを確立し、効果的で効率的な行政運営に努めます。
(行政手続)

第30条 執行機関は、町民の権利利益の保護を図るため、処分、行政指導と届出に関する手続に関し、公正の確保と透明性の向上を図ります。

2 前項に関して必要な事項は、別の条例で定めます。
(個人情報保護)

第31条 執行機関は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供や管理等について、適切な措置を取るよう努めます。

2 前項に関して必要な事項は、別の条例で定めます。
(広域連携)

第32条 執行機関は、他自治体と広域的な連携を積極的に進め、相互に協力して、効率的なまちづくりを推進するよう努めます。

2 執行機関は、各分野における様々な取組みを通じて、町外の人々との人的交流を図り、まちづくりの推進に努めます。
(安全なまちづくり)

第33条 町は、災害等の緊急時における危機管理体制を整備し、町民の生命や財産等を守るとともに、生活基盤の安全性と安定性の向上に努めます。

2 町民は、緊急時において相互に助け合い、行動できるよう防災等に対する意識の高揚を図り、地域における連携協力体制の整備に努めます。
(住民投票)

第34条 町長は、町政に関わる重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、議会の議決を経て、住民投票の制度を設けることができます。

2 住民投票に参加できる者の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとします。

3 町長は、前項に定める条例に基づき住民投票を行うとき、住民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければなりません。

第7章 最高規範と見直し
(まちづくりの最高規範)

第35条 私たちは、本町の自治制度に関する最高規範であるこの条例を誠実に遵守し、これに基づいてまちづくりを進めます。

2 私たちは、本町の政策執行に関する最高規範である総合計画に基づいてまちづくりを進めます。

3 町は、この規範にのっとり、自治の実現に向けた基本的な制度の整備と、町政執行のための基本的な計画の体系化に努めます。
(条例の見直し)

第36条 町は、この条例の施行日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検討します。

2 町は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは必要な措置を取ります。

【みよし市自治基本条例】

(前文)

私たちみよし市の市民、議会及び市長は、これまでそれぞれの立場でまちづくりの理想を追求し、地域社会の発展に努めてきました。

自治の担い手である私たちは、将来に向けても多様で個性豊かな地域社会を実現していくために、英知を結集し、役割を分担し、それぞれの責任を果たし、そして協力していかなければなりません。

このような協働によるまちづくりこそが、私たちのまち「みよしらしさ」を未来へと伝え、先人から受け継いできた文化や伝統を次世代に引き継ぎ、美しい自然を守り、地域の活力を高めることにつながると私たちは信じています。

ここに私たちは、市のめざす市民自治の理念と基本的なしくみを明らかにし、市民の参画と協働によるまちづくりを進めるために、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治に関する基本的な事項を定め、市民の権利及び責務、議会及び市長の責務並びに行政運営を明らかにすることにより、自治の主役である市民の主体的なまちづくりを推進し、市民自治に基づく自立した地域社会を築くことを目的とします。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、市が定める最高規範であり、市は、他の条例等の制定及び改正に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を図ります。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号のとおりとします。

- (1) 市民 市内に住む者、学ぶ者及び働く者並びに市内において活動及び事業を行う個人、法人及び団体をいいます。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 協働 市民、議会及び執行機関が、共通の目的を実現するために共有する領域において、互いの立場及び役割を理解し、対等の立場で相互の力を活かし、又は協力することをいいます。

(基本理念)

第4条 この条例の基本理念は、市民憲章を尊重し、市民の一人ひとりが主体的に考え、自らの責任において行動し、市民、議会及び執行機関が相互に補完しつつ協働して、市民自治のまちづくりをめざすものとします。

(基本原則)

第5条 まちづくりの基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 参画及び協働の原則
市民は、まちづくりの主役として、市政への参画と協働を推進します。
- (2) 情報の共有の原則
市民、議会及び執行機関は、まちづくりに関する情報を共有します。
- (3) 公正及び対等の原則
協働によるまちづくりは、公正で対等な関係のもとで進めます。
- (4) 信託による行政運営の原則
市長は、市民の代表者として、その信託に応えるため、市民自治のまちづくりの考えのもと、責任を持って行政運営を進めます。

第2章 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、快適な環境において安全で文化的な生活を営むことができます。

2 市民は、執行機関が行う政策の立案、実行及び評価(以下「政策立案等」という。)に参画することができます。

3 市民は、議会及び執行機関が保有する情報を知ることができます。

4 市民は、執行機関が行う行政サービスを受けることができます。

(市民の責務)

第7条 市民は、まちづくりの主役であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進します。

2 市民は、政策立案等の参画においては、自らの発言及び行動に責任を持ちます。

3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任します。

第3章 議会

(議会の責務)

第8条 議会は、市民の意思を反映し、合議制の意思決定機関として、民主的な市政の発展に寄与し、自治を推進します。

(議員の責務)

第9条 議員は、直接選挙で選ばれた市民の代表者として、自らの役割を自覚し、審議能力及び政策提案能力の向上に努め、誠実に職務を遂行します。

第4章 市長及び職員

(市長の責務)

第10条 市長は、市の代表者として、第4条に定める基本理念に従い、市民自治を推進します。

2 市長は、市の事務事業を効率的かつ効果的に執行するとともに、市政運営の課題に対応できる知識及び能力を持った職員の育成に努めます。

(職員の責務)

第11条 職員は、市民全体のために働く者として、誠実かつ公正に職務を遂行します。

2 職員は、職務の遂行に必要な専門的な知識の習得及び能力の向上に努めます。

第5章 行政運営

第1節 総合計画

(総合計画)

第12条 市は、第4条の基本理念に基づき、総合計画(総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれを具体化するための計画をいう。)を策定します。

第2節 執行機関

(運営原則)

第13条 執行機関は、行政サービスの向上のため、社会情勢の変化に的確に対応し、総合的かつ計画的な行政運営を行います。

2 執行機関は、公正で透明性の高い開かれた行政運営を行います。

3 執行機関は、政策立案等において市民の参画を推進します。

(組織)

第14条 執行機関の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的にします。

(行政評価)

第15条 執行機関は、客観的に施策、事務事業等を評価し、その結果を公表します。

(説明責任)

第16条 執行機関は、政策立案等について情報の提供に努め、市民にわかりやすく説明します。

2 執行機関は、市民の意見、要望、提案等に対して、迅速かつ的確に対応します。

第3節 情報の取扱い

(情報の公開)

第17条 市は、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報を公開します。

(個人情報保護)

第18条 市は、別に条例で定めるところにより、市の保有する個人情報を保護しま

す。

第6章 参画及び協働

(住民投票)

第19条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、事案ごとに条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 市民、議会及び執行機関は、住民投票の結果を尊重します。

(協働の推進)

第20条 市は、市民の自主的な活動を尊重し、協働によるまちづくりを推進します。

(災害、犯罪等への危機管理)

第21条 市民、議会及び執行機関は、災害、犯罪その他非常の事態に対し事前に備えるとともに、その対応に当たっては、相互に協力し、連携を図ります。

2 市民は、災害、犯罪その他非常の事態の発生時に自らを守る努力をするとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害、犯罪その他非常の事態に対応するよう努めます。

(地域づくりの推進)

第22条 市は、自立した地域づくりを推進するため、地域力の向上に努めます。

(他の自治体との連携)

第23条 市は、共通する課題を解決するため、国、愛知県及び関係地方公共団体と相互に連携し、協力するよう努めます。

第7章 条例の見直し

(条例の見直し)

第24条 市長は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとにこの条例の内容について検討し、必要が生じた場合には見直しを行います。

【鳥取市自治基本条例】

(前文)

鳥取市は、唱歌「故郷（ふるさと）」の情景をほうふつとさせる緑豊かな自然、千代川の清流や鳥取砂丘を代表とする美しい景観に恵まれています。

その中で先人たちは、山の幸、海の幸など自然からの豊かな恵みを受けながら古代より因幡の国の歴史や多彩な伝統文化をはぐくんできました。

そして、幾たびかの自然災害にも英知と不屈の精神を持って乗り越えて、今日まで生活を営んできました。

私たちは、先人から受け継いだ幾多のかけがえのない財産に感謝しながら、将来を担う子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長し、心豊かに暮らせるまちをつくり、次世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、今地域が抱える課題について、私たち一人ひとりが自ら考え、互いに助け合い、責任を持って行動する取組が必要です。

このような認識のもと、私たちは、鳥取市民としての誇りを持ち、自らも自治の主体であることを自覚し、コミュニティを守り育てながら、協働して地域の課題解決に向けて努力する決意をしました。

ここに、私たちは、自治の基本理念を確立し、個人の尊厳と自由が尊重され、豊かな地域社会を創造するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民及び市について、その権利、役割及び責務を定め、参画と協働のまちづくりを推進することにより、もって将来に向けて豊かな地域社会の創造に資することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいいます。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 市 議会及び執行機関をいいます。
- (4) 参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。
- (5) 協働 市民及び市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。
- (6) コミュニティ 地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織であって、公益性を有する活動を行うものをいいます。

(条例の位置づけ)

第3条 この条例は、本市の自治の基本となる規範であり、市は、他の条例等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

2 市民及び市は、この条例に定められた権利、役割及び責務を最大限に尊重します。

第2章 自治の基本理念

第4条 市民及び市が自治の主体であることを基本とします。

2 市民及び市は、たゆみない努力により、自治を維持します。

第3章 自治の基本原則

(参画及び協働の原則)

第5条 市民及び市は、自治の基本理念に基づき、相互理解と信頼関係のもとに、参画と協働のまちづくりを推進します。

2 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するとともに、市政に関し、参画及

び協働の機会を保障します。

3 市は、市民が参画及び協働しないことによって、不利益を受けることがないように配慮します。

(情報共有の原則)

第6条 市民及び市は、それぞれが保有する参画と協働のまちづくりに関する情報を積極的に共有します。

第4章 自治を担う主体の責務等

第1節 市民

(市民の権利)

第7条 市民は、人として尊重され、自由と平等の立場で、次に掲げる権利を有します。

- (1) まちづくりに参画し、協働すること。
- (2) 市が保有する情報を知ること。
- (3) 行政サービスを受けること。

(市民の責務)

第8条 市民は、自らも自治の主体であることを自覚し、次に掲げる責務を負います。

- (1) まちづくりに参画し、協働するに当たり、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めること。
- (2) 行政サービスに伴う負担を分任すること。

第2節 議会

(議会の役割及び責務)

第9条 議会は、市の重要事項の意思決定、市政の監視、政策の立案及び市政への提言を行います。

2 議会は、市民の意向が市政に反映されるよう、十分な審議を行うとともに、政策形成機能の充実のため、積極的に調査研究に努めます。

3 議会は、市民に対し、議会活動に関する情報を提供し、透明性が高く、開かれた運営に努めます。

(議員の責務)

第10条 議員は、市民の負託にこたえ、議会の責務を果たすため、全市的な視点に立ち、的確な判断を行うことができるよう、自己研さんに努めます。

第3節 市長及び市の職員

(市長の役割及び責務)

第11条 市長は、市民の負託にこたえ、市を代表し、公正かつ誠実な市政の執行に努め

ます。

2 市長は、市の職員（以下「職員」といいます。）を適切に指揮監督し、効率的な市政運営に努めます。

3 市長は、市政の課題に的確に対応できる知識及び能力を持った人材の育成を図ります。

4 市長は、執行機関相互の連携及び調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めます。

(職員の責務)

第12条 職員は、市民の負託にこたえ、法令等を遵守し、公正、誠実かつ能率的な職務の遂行に努めます。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識及び技能の向上に努めます。

3 職員は、協働の視点に立ち、市民との信頼関係を築くよう努めます。

第5章 コミュニティ

第13条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。

2 市民は、コミュニティの活動への積極的な参加に努めます。

3 コミュニティは、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。

4 市長は、コミュニティの活動に財政的な支援その他必要な支援を行うよう努めます。

5 市長は、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。

第6章 市政運営

(市政運営の原則)

第14条 市長は、市政運営に当たっては、市民の参画及び協働の機会の提供に努めるとともに、市民の意思を適切に反映することを基本とします。

2 市長は、市政の透明性を高め、市政運営の方針を明確にし、その達成の状況について、公表します。

3 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うよう努めます。

(総合計画)

第15条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

2 市長は、総合計画について、常に検討と見直しを行い、その結果及び達成状況を公表します。

(財政運営)

第16条 市長は、総合計画に基づいた健全な財政運営を図り、財政状況を公表しなければなりません。

2 市長は、予算編成過程において、市民からの意見を反映させるよう努めます。

(組織)

第17条 市長は、社会情勢及び地域の課題に柔軟に対応できる機能的な組織を編成するとともに、常にその見直しに努めます。

(情報の公開及び提供)

第18条 市は、その保有するまちづくりに関する情報について、積極的に公開するとともに、わかりやすく提供するよう努めます。

2 市は、市民からの情報公開の請求に対し、適切にこれに応じなければなりません。

3 前2項に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、別に定めます。

(個人情報保護)

第19条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報適正に保護しなければなりません。

2 前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定めます。

(行政手続)

第20条 市は、行政手続における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利及び利益の保護に努めます。

2 市は、法令等に基づく不利益処分基準及び申請に対する審査基準を定め、公表しなければなりません。

3 前2項に定めるもののほか、行政手続に関し必要な事項は、別に定めます。

(行政評価)

第21条 執行機関は、総合計画に基づく施策等について、中立かつ公正な基準のもと、行政評価を行うとともに、必要に応じて外部評価を取り入れます。

2 執行機関は、前項の規定による行政評価の結果を公表します。

(附属機関等の委員の選任)

第22条 執行機関は、審議会、審査会、調査会等の委員（以下「委員」といいます。）を選任する場合は、その全部又は一部の委員について、公募により選任します。ただし、法令等の定めによる場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

(説明責任)

第23条 執行機関は、政策の立案から実施、評価までの各過程において、その経緯、

内容、効果等について市民にわかりやすく説明しなければなりません。

第7章 市民意思の表明及び尊重

(意見等への対応)

第24条 執行機関は、市民からの意見、要望、苦情、相談等（以下「意見等」といいます。）に対して、迅速かつ的確に対応します。

2 執行機関は、寄せられた意見等について、その事実関係等を調査し、適切な対策を講ずるとともに、施策等の改善に反映させるよう努めます。

(市民政策コメント)

第25条 執行機関は、市民生活に重大な影響を及ぼす計画等の策定及び改定並びに条例等の制定及び改廃を行う場合は、当該事項に関する情報を市民に提供し、意見を求めます。ただし、緊急を要する場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

2 執行機関は、前項に規定する意見に対する市の考え方を公表します。

3 前2項に定めるもののほか、意見の聴取に関し必要な事項は、別に定めます。

(住民投票)

第26条 市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとにその都度条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めます。

3 市は、第1項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければなりません。

第8章 国及び自治体等との連携及び協力

第27条 市は、国及び県と対等であり、かつ、協力関係であることを踏まえ、相互に連携を図るとともに、市民全体の利益のために自治の確立に努めます。

2 市は、積極的に他の市町村及び関係機関と連携を図り、共通する課題の解決に努めます。

第9章 市民自治推進委員会

第28条 市に、市長の附属機関として、市民自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

2 委員会は、参画及び協働の推進に関する事項について調査及び審議し、市長に意見を述べるとともに、市民に公表します。

3 委員会の構成、委員の選出その他委員会の運営については、別に定めます。

第10章 条例の見直し

第29条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の基本理念を踏まえて、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものであるかどうかを検討します。

2 市長は、前項の規定による検討の結果、この条例の見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じます。

3 市長は、第1項の規定による検討及び前項に規定する措置を行うに当たっては、市民の意見を反映するための必要な措置を講じます。